
令和7年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和7年3月3日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和7年3月3日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

2番 高木 亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可をいたします。4番、樋口隆三議員の発言を許可をいたします。

4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口隆三です。ただいま議長のほうから質問の許可をいただきましたので、通告の内容に従って質問をさせていただきます。

今回の質問は、1点目に、避難所としての小中学校体育館の空調（冷房）整備についてでございます。2点目は、主権者教育の推進について、3点目がヤングケアラーの実態と対策についてということで質問をさせていただきます。

避難所としての小中学校体育館の空調（冷房）整備についての前に、日本の岩手県では、大船渡市の山林火災は、発生から5日間も延焼が続いておりまして、焼失面積は1,800ヘクタールに及んでいると報道されております。空調（冷房）整備につきましては、私自身切実な感覚になっておりますので、それゆえに、質問は真剣な意見交換を行ってまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速入ってまいります。文部科学省は、公立学校の空調（冷房）設備の今後についての見解としまして、災害発生時においては、地域の避難所としても利用していくことが示されております。既存の体育館への空調（冷房）設備の設置につきましては、校舎の空調、教室です。校舎の空調設備設置が進むにつれまして、体育館への一層の設置計画が進むと考えられるとしております。一方で、既存の体育館の多くは、断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっていることにも指摘をしております。このため、文部科学省は、体育館本体の建て替えや、全面的な改修工事に併せまして、断熱性能を確保した上で空調を設置するなど、各地方公共団体において対策を検討するように、教育環境改善に取り組んでいく方針を明示されております。

また、広域的な災害、地震等が発生した際に、避難所として重要な役割を果たすのが地域住民にとって最も身近な場所であります学校でございます。文部科学省がまとめました東日本大震災における学校の対応等に関する調査報告書によりますと、避難所として利用された施設で一番多かったのがやはり体育館で70.1%、2番目には普通教室、一般の教室でしょうけれども、34.9%ということで非常に大きな隔たりがございます。

そこで、一つ目のお尋ねは、避難所となる公立小中学校などの体育館への空調設備の新設の推進についてということで、市長の見解をお伺いをいたします。

それから2点目でございますけれども、令和5年7月12日付、教育長宛て、文部科学省の通知によりますと、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進については、近年の気候変動の影響による平均気温上昇を踏まえた熱中症対策の観点から、災害時に主な避難先となる体育館への冷房機器の設置を推進していく必要があるとしております。このように、国からの指導文書により方向性が示されているものでありますので、これに従えば、早期に予算化を図り、避難所となる体育館の空調設置の重要性を認識しなければならないものであります。

したがって、いつ災害が発生するかは全く分からない中における対策としましては、できるだけ早く予算化を図り、災害対策としての空調設備の設置を行うべきであると私は考えるところでございます。

災害による避難所といたしますと、どうしてもピンと頭にくるのは、地震の発生でございます。一番想定されますことでございます。そこで政府の地震調査委員会が南海トラフ等の巨大地震について今後30年以内に起きる確率について、今年の1月1日時点で改めて計算をしまして、これまで、昨年までの70%から80%を今回の改正で80%程度に引き上げた、このような公表内容がございました。今年1月13日に発生しました日向灘の地震は、南海トラフ等巨大地震そのものに影響はしていないと、そういう見解でございまして、想定している巨大地震が起きない限り、この時間の経過とともに、この確率的な数字が上がっていくとしております。この地震

調査委員会は、昨年までの70%から80%の数字を80%に今年から切り上げるということでございますけれども、この読み方は、確率が10%上がったというふうにみなしがちでございますけれども、10%上がったわけではないと。そのように地震が発生しなかったゆえに、一つ上のクラスに80%になったと。ですから、確率が10%上がったのではないという言い方なんですけれども、専門委員の方の説明はそのような説明になっておりました。結局は、引き続いて、いつ地震がいつ来てもよいように備えていただきたいというのが調査委員会の見解でございます。

そういうことで、二つ目の質問といたしまして、うきは市教育委員会は、この避難所となる小中学校体育館施設への空調設備に、特にエアコンの設置について防災担当課である市民協働推進課とどのように連携し対応していくのか、今後の具体的な取組、計画があればお伺いをしたいと思います。

それから3点目でございますが、災害というのは、予期せぬ中で発生をいたします。今の科学では、地震発生時期を予期することはできません。何もないうきにこそ、防災対策を確実に進めていくことが必要ではないかと考えます。私たちの住むこの耳納連山に位置するうきは市には、今後大きな地震は発生しないとは言い切れないことが調査研究で指摘はされております。耳納連山に水縄断層帯があることは一般的に認識をされているところでありますけれども、平成16年6月9日に、地震調査研究会推進本部地震調査委員会がこの水縄断層帯の評価について、次のように評価をしております。この件につきましては、資料の2を見ていただきますと、A3サイズ of 用紙で掲載されている分でございますけれども、資料2の左側のページに、断層帯の位置及び形態、それから断層帯の過去の活動、それから断層帯の将来の活動、今後に向けてということで、この4点にわたって説明がされているとおりであります。こういう内容のものが評価として出されているということでございまして、特に、この断層帯の将来の活動については、水縄断層帯が一つの区間として活動する場合は、マグニチュード7.2程度の地震が発生すると推定されるところでございます。この場合、断層の南側が北側に対して相対的に2メートル程度高まる段差が生じる可能性があるとしております。今後に向けて、水縄断層帯については、活動時期や1回の変位量に関するより詳細な資料を得るなど、過去の活動をより一層明らかにしていく必要があると、このような見解が出されておりました、この資料2の右側のほうのページになりますと、地図を表記しておりますけれども、水縄断層帯の一番右端、浮羽町の東西隈上の地域から流川の断層、それから屋部の断層、福益断層、益生田断層、草野断層、宮園断層、追分断層までの一連をこの水縄断層帯と、このように呼んでおるようでございます。

そして資料の3のほうに行きますと、注1というところに右側のほうになりますけれども、アンダーラインの下段になりますけど、今後30年間の地震発生率が3%以上の場合は、この断層帯は今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中では高いグループに属す

ることになると見解が示されています。

一旦災害が発生しますと、人々は負傷したり、体調を崩したりすることは当然予想されることでもありますし、夏場の高温多湿の環境下で長時間過ごすことは、熱中症やその他の健康上の問題をさらに引き起こす可能性もございます。昨年1月1日に発生しました能登地震では、避難先の体制整備が整いながらも、様々な理由から、この2次避難が思うように進んでいないといった課題も挙げられております。長引く避難所生活において、避難者のストレスを軽減するためにも、体育館におけるエアコンの設置が求められております。空調（冷房）小中学校体育館等の設備設置状況を見ますと、自治体によって、整備状況が非常に極端に差が見えてまいります。

資料の1番目の1でございますけれども、自治体によって整備状況に差が見られるというようなことで、福岡県は3%の推進率でワースト13番目に位置をしていることが分かります。この状況は、もしもこの環境の中で大きな災害が発生したときに被害を被るのは地元の住民の方々であります。

そこで3点目につきましては、文部科学省の調査によりますと、小中学校体育館の空調設備の設置状況は、自治体によって差が見られるということで、他県、他市町村を参考に計画的に空調設備を整備していただいたらどうかと考えますので、その見解をお伺いいたします。

今回から一般質問答弁書を直前にいただきましたけれども、要望でございますが、これができるものなら数日前に頂けると、なお議論の活発化が進むのではないかと付け加えて提言をさせていただきます。

以上、3点でございます。よろしくお願いたします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長、答弁。

○市長（榑藤 英樹君） おはようございます。ただいま樋口隆三議員から避難所としての小中学校の体育館の空調（冷房）設備の設置について大きく3点の御質問をいただきました。1点目と3点目につきましては、関連がございますので、併せて回答をさせていただきます。2点目につきましては、私の後、教育長より答弁をさせます。

1点目、3点目の避難所となる小中学校などの体育館空調設備新設の推進、並びに今後の計画についての御質問ですが、災害時における指定避難所につきましては、現在市内に36か所を指定しております。その中には、小中学校9校も全て含まれております。避難所の開設につきましては、大雨や台風等の被害が予想される場合に、まず、各地区のコミュニティセンターやり色ふるさと館、総合福祉センターなどに開設をいたしております。これにつきましては、コミュニティセンター等には、冷暖房や調理室、屋内にトイレがあるという設備面が充実している点のほか、自治協議会の方によって避難者の支援をいただいている点からも最適だというふうに考えております。

しかしながら、議員御指摘のように大地震などの大規模災害時で多くの方が避難される場合は、コミュニティセンターでは避難者を収容しきれないことも想定をされ、状況によってはうきはアリーナや小中学校の体育館を避難所として開設することを考えております。真夏に災害が発生した場合、熱中症対策を施しながら、広さなどの状況、そういったものを鑑みますと、まずは、うきはアリーナを開設し、必要に応じて他の施設の開設、これを想定しているところでございます。

また、空調設備がない施設については、災害発生時には、空調機器の会社からエアコン等をレンタルすることで対応したり、また、移動式のスポットクーラーなどを含め、様々なものを用いまして避難所の熱中症対策、これを進めてまいりたいというふうに考えております。

現在、小中学校の体育館には、空調設備はございませんが、設置するとなると議員の皆様も御承知のとおり、多額の費用、また設置に要する時間が必要となってまいります。近隣自治体の状況でありますとか、昨今の気候の状況、こういったものをしっかり踏まえながら、また、本年度国のほうが令和6年度の補正予算といたしまして、空調設備整備臨時特例交付金、こちらのほうを準備をしてこのエアコン設置について推進を図っておられますので、そういった補助金がどれぐらい使えて、本市で、まずはどのような取組が行えるか、そういったことなども慎重に検討する必要があると考えております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほど市長が答弁されましたように、避難所の開設につきましては、まず各地区のコミュニティセンターや、るり色ふるさと館などが開設されます。大規模災害などが発生した場合には、状況によっては、小中学校の体育館が避難所として開設されることになることは承知をしております。現在は、空調設備はございませんので小中学校の体育館が避難所として開設された場合には、市民協働推進課と協議の上、エアコンをレンタルするなどの対応を行ってまいります。

今後につきましては、市内全ての学校体育館に空調設備を新設するとなると、多額の費用と時間が必要となりますので、市民協働推進課と連携して、避難所対策と併せて、今後検討をしてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

内容等については、いろんな対応があろうかと思えます。特に、空調設備のエアコンを設置することだけが目的ではなくて、そういうふうに夏場の体育館でございますと、熱中症等々はやっぱり考えていかなければならないということで、個別の空冷システムというんでしょうか、実態型とかいろんな型、種類がございますので、そういったものをしっかりと検討をしていただいて、そして事前にそういうことを想定して、そういう災害時には契約を結べるように実行できるよう

に日頃から工夫をしていくということが必要かなと、そんなふうに思います。

それで今、市長のほうからも補助金の関係の説明がございまして、東京都が今年の9月1日では、空調システムの導入関係で、資料1にございますように88.3%推進をしたということで、東京の財政状況を表しているようなグラフになっておりますけど、非常に南海トラフ等地震の被害を想定して、やはり早めにこういった対応で準備をされているのかなということがよく分かります。政府が学校体育館への空調設備の加速化を進めているというのは、この資料から読み取れるわけでありまして、2020年度補正予算で新設した空調設備整備臨時特例交付金の周知のほか、2025年度の地方交付税措置を通じた光熱費などの運用経費支援に取り組んでいると。体育館は災害時に避難所にもなるというようなことから、全国の設置率、これが今年の9月1日時点で18.9%に推進率が、現状はこういう状況になっております。

こういう設置ペースを2倍に加速させたいとそういう考えを持っておりまして、この臨時特例交付金は、避難所に指定されている公立小中学校の体育館などに空調を新設する場合、費用の2分の1を国が支援をするというものでありまして、対象期間は2033年度までとなっているようでございます。したがって、その活用にあたっては、光熱費の抑制のために、例えば断熱性の確保を条件としておりますけれども、自治体の事情に応じた整備ということでは可能となるように、必ずしも空調設備に同時に確保されていなくても構わないということになっているようでございます。交付金事業の第1回目の募集は終了しておりますので、現時点では利用不可ではありますけれども、今後の参考にさせていただきたいと思っております。ちなみに、本件については1月29日の参議院本会議で、石破首相は、公明党の竹谷とし子代表代行の質問に対しまして、同交付金の追加募集を明言されておりますことを確認しております。

今後の対策に補助金を活用し、学校体育館への空調設備を生かすことができないか。これは今、市長のほうからも今後の見通しとして所見を述べられておりますので、具体的に検討方はしていただけると本当に、いざとなったときに、うきは市は災害が発生しないということは断言できないわけでありまして、やはり全国各都道府県、47都道府県ございますけれども、市町村、県単位で見ますと、非常に突出して推進されている地域、都市部であっても進んでない地域と、それぞれたくさんございますので、やはりそこは政府のほう为主导して、こういう補助金を用意しながら、いざとなったときの災害対応にしっかり対処していけるように準備を進めておりますので、それに乗り合わせまして、乗り遅れないように一つ準備をお願いできないのかなというふうに思います。再度、市長のほうで何か所見があればお願いしたいと思っておりますけど、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長、答弁。

○市長（榑藤 英樹君） エアコン設置について様々御提言、御意見をいただきまして、本日樋口

議員からいただいた御意見は十分に参考にさせていただきながら、今後の取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

議員がおっしゃられましたように1月29日の参議院本会議で、竹谷とし子参議院議員からの御質問に対し、石破首相がこの空調設備整備臨時特例交付金について、今後も追加募集を行う旨の発言をされていることは承知をいたしております。また、文部科学省内でも金城文部科学大臣政務官を中心として、このエアコンの設置推進への検討会を立ち上げられたというふうにも聞いております。文部科学省としても力強く、この小中学校の体育館へのエアコン設置に対する補助、そして議員がおっしゃられる設置の加速化、これについて熱心にお取り組みになられてることを感じているところでございます。

また、文部科学省から11月の段階で各都道府県の教育長に、またそれに基づいて令和7年2月には福岡県教育長のほうから各市町村の教育委員会教育長のほうに、そういった内容を示す事務連絡や文書等が発出をされているところでございます。そういった国や県への動向もしっかりと注視をしながら、小中学校のエアコン設置については取組を進めてまいりたいと思いますし、併せて、現在学校の在り方等も検討しているところでございますので、そういったことも十分に加味をしながら、どういった形で進めていくのが、幾ら補助を使うといっても半分は市税を使うわけでございますので、しっかりと計画的に、そして戦略的に設置をしていくことを考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。やっぱり大きな災害を想定して、いろんな対策を講じていく。早い段階からやっていけば大きな支障はないと私は思いますので、ぜひともその考えの中で進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、次のタイトルに進んでまいりたいと思います。

主権者教育の推進についてでございます。

本件につきましては、昨年の12月議会で佐藤裕宣議員のほうから一般質問に取り上げられておりますけれども、重複したとしましても、多くの方にこの件で議論を重ねるのは決して無駄なことではないと思いますし、必要なことではないかと認識をいたしますので、そのような考えを基に質問をさせていただきます。

平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられまして、高校生は高等学校在籍中に選挙権が行使できるようになりました。さらに平成30年6月の民法改正により、令和4年度から民法に規定する成人年齢が18歳へと引き下げられたことで、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになるなど、高校生にとって政治や社会は一層身近なものになるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつ

つあります。

このような社会の変化に伴って、学校におきましては、主権者として求められる力を育成する教育、主権者教育を推進していくためには、平成29年及び30年に公示をされました学習指導要領の下に、小学校、中学校の段階から子供たちに主権者としての必要な資質でありますとか、能力を身につけていくことがこれまで以上に重要となってまいりました。

そこで第1点目に、主権者教育に関しまして、うきは市で力を入れていることは何か。また主権者教育全般に対する市の見解をお伺いをいたします。

それから2点目でございますけれども、平成18年に改正をされました教育基本法では、第1条に教育の目的としまして、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと規定されております。また同法第14条では、良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならないこと、及び法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならないということが定められています。こうした教育基本法の規定に基づき、教育においては、これからの社会を担う子供たちに主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力の育成に向けて、政治的教養に関する教育の充実を含めた取組を推進することが一層重要となっております。子供たちが18歳に成長したら、たなぼた式に選挙権を付与し、投票を勧めてもその意義や目的が十分に理解しないままであるならば、投票行動に連動することは困難に違いありません。そういうことで、2点目としまして、うきは市における主権者教育の実施状況と主権者教育を行う上での課題についてお伺いをいたします。

それから3点目でございますが、うきは市の市議会議員選挙が令和4年4月、3年前に行われました。その際の投票率は、過去最低で53.6%という、当日有権者数は2万3,677人となっております。人口が減り続けている中において、投票率が減るということは極めて残念に思いますが、うきは市の人口2万3,677人中の53.6%、1万2,690人の方々の考え方が反映されなかったということになるわけであります。過去の10歳代から30歳代の若者の投票率推移を見ますと、国政選挙では、資料をつけておりますけど、資料の4にA4の1枚物をつけておりますけれども、この中には、一番下段に平均が掲載しておりますが、10代で39.64%、20歳代の投票率は、36.5%、30歳代は50.7%という平均で投票が行われているというデータが出ております。10歳代は、投票権を得て初めて国政選挙である2016年は、46.78%と、意外と高かったものの2回目以降は、40%前後のままでございます。ただ、この表だけを見て投票行動に対する論評を行うことはできませんけれども、若い世代に10歳代、20歳代の方々の選挙行動は、資料の5に示すように、これは衆議院議員選挙におけ

る年代別投票率ということでグラフが昭和42年から令和3年までの状況が掲載をされておりますけれども、この表で見ますと、平成2年の39回、昭和40年台からここ数年までの間では、最高の投票率であったということが分かるわけでありまして。その後、段階的に低調な状況が出ておりまして、平成17年、44回、それから平成21年の45回につきましては、右肩下がりで下がっていたものが若干回復をして高い投票率になっているという状況でございます。これは、2005年に郵政民営化の是非が問われた郵政選挙としまして、選挙結果は、この郵政民営化が行われた年でございます、それから2009年の平成21年、45回衆議院選挙におきましては、自民政権から民主党の野党政権に交代したという年でございます、大きな出来事であったと思います。それから2021年といいますのは、これはここ3年弱しかたっておりませんが、内閣交代というようなことで野党等の動きの変化ということで捉えられております。非常に重要な選挙では、投票率が上がっているとも言えるわけでありまして。

そこで3点目のお尋ねは、うきは市における若者の投票率向上のために、具体的対策が計画されている場合は、その内容について伺いたいと思います。

以上、3点でございます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま主権者教育の推進について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の主権者教育に関して力を入れていることは何か。また主権者教育全般に対する市の見解、これにつきまして3点目のうきは市における若者の投票率向上のための具体的対策につきましては、私のほうから答弁をさせていただき、2点目のうきは市における主権者教育の実施状況と課題につきましては、私の後、教育長から答弁をさせます。

1点目の主権者教育に関して力を入れていることは何か。また主権者教育に対する見解との御質問でございます。主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくことであるというふうに考えております。うきは市におきましても、平成27年6月に改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢が満18歳以上に引き上げられて以降、社会を担う子供たちに主体的に国家及び社会の形成に参画するために必要な資質・能力を育成するために、教育現場において主権者教育の充実に取り組んできたところでございます。

具体的な内容につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

また、こども基本法の施行により、国や地方公共団体は、こども施策を策定、実施等をするに当たりましては、子供、若者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められており、子供段階からの主権者教育の取組は、今後ますます重要なものになってくるというふうに

考えております。

3点目のうきは市における若者の投票率向上のための具体的対策についての御質問ですが、このことにつきましては、基本的には選挙管理委員会の所管事項でありますので、選挙管理委員会事務局からの情報等を踏まえながら答弁をさせていただきます。

若者の投票率を向上させるための具体的な取組といたしましては、浮羽究真館高校と吉井中学校、浮羽中学校と連携し、それぞれの生徒会役員選挙実施に合わせて、選挙管理委員会の備品を貸し出し、実際の選挙や投票の形式を取った模擬選挙を昨年度から実施いたしております。また、本年の2月10日には、私と浮羽究真館高校の生徒との懇談会を行い、まちづくりや市政について私からお話をさせていただき、また生徒の皆さんからは、若者の投票率向上につなげるための提案や、これからのうきは市のまちづくりについての意見や疑問などを伺う取組を行ってきたところでございます。今後も選挙のノウハウを活用した選挙啓発事業、これを教育委員会とともに実施していきたいと考えております。

また、若者に政治や選挙に興味を持ってもらうために、市長選挙に合わせて啓発チラシを作成し、市長選挙や衆議院議員総選挙の際に、投票所や公共施設等に設置するなどの啓発活動も行ったところでございます。加えて今回、若者に対し、より分かりやすく政治や選挙の重要性を伝えるために、グラフやイラストを用いた啓発パンフレットを作成し、令和7年2月に浮羽究真館高校と吉井・浮羽両中学校の生徒に配付し、18歳を迎える新有権者に対しても郵送等での配付を行ったところでございます。今後も積極的な啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 2点目のうきは市における主権者教育の実施状況と課題についての御質問ですが、投票率低下の要因の一つとしまして、若者の投票率の低さが挙げられます。特に、高校を卒業して、県内外の大学、専門学校等に進学したり、就職されていると推測できる年齢である19歳と20代全般においては、全国平均と比較しても低い状況にあると認識をしております。若者の投票率を向上させるためには、若年層有権者だけではなく、それ以前の年代から継続して働きかける必要があると考えております。小学校段階から継続的に選挙について周知することが投票に対する意義を理解するとともに、選挙をより身近なものと感じてもらい、実際の選挙における投票行動につなげ、若者の投票行動向上を目指すことに有効であると考えております。

主権者教育の取組状況といたしましては、小中学校では、社会科、特別活動、道徳を重点にして、主権者教育に取り組んでおります。また、うきは市民大学では、こども未来学部の授業であるうきはActive Lab.の中で、子ども議会に取り組んでいます。子供たちがうきは市の将来について考え、子ども議会で提案することは、主権者意識を高める意義深い事業だと考えております。このように小学校段階から継続的に主権者教育を行っていく必要があると考えてお

ります。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 答弁いただきましてありがとうございます。

いろいろな内容について吟味してまいりますと、非常に難しいタイトルでありまして、私自身、主権者教育について全く存じ上げませんでして、今回のタイトルに上げるに伴って、深く理解しないといけないということが分かりまして、非常に反省をしているところでもありますけれども、実は、V o t e r s という明るい選挙の冊子を私たち頂いておりますけれども、この中に今回、昨年の12月号の特集には、アドバイザーに聞く主権者教育ということでしたっきり掲載をされておまして、これよく読んでみますと、私自身誤認識をしているところがあったように思って、今反省をしながらしっかり理解していかなければいけないなと思ったところがございます。

それで、このアドバイザーに聞く主権者教育というタイトルでございましたけれども、この主権者教育アドバイザーの制度がこれは総務省のほうで組織的に作り上げられまして、国民一人一人が政治や選挙に関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけられるよう、主権者教育に関する知見、それからノウハウ等を有する専門家を派遣し、地域における主権者教育を推進することであるということで説明がなされております。

このアドバイザーの業務は、主権者教育の推進、方策に係る指導・助言、学校の出前授業における講義でありますとか、選挙管理委員会の職員や教職員に対する研修会等の講義、それから主権者教育に関するシンポジウム等における講演、それからワークショップにおけるコーディネーターなど多岐にわたりますというようなことで、アドバイザーの方々の活動の紹介をした内容をよく読んでおりますと、私自身、非常にびっくりしたのがアドバイザーである名古屋経済大学の教授をされております高橋勝也先生のほうからこういうことを主張されておりました。主権者教育の目的が投票率の向上を目指すものでないということも肝に銘じておりますと。あ、そうなんだと。投票率を気にする必要はないと。投票率というのは、あくまでも結果でありますので、そういう投票率を目指すためではなくて、ここの答弁でいただきましたように、主権者は誰なのかということですね。主権者が何を思うのかということで、やっぱり授業を行っていく、講義を行っていく。ですから、例えばこの読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局の記者の渡辺さんがおっしゃるのは、自分事として捉えていく課題を与えてディスカッションを重ねるとか、それから子供、若者は政治への関心や自分の力で国や社会を変えられると思う割合は低い。しかし、社会のために役立ちたいと思っている割合は、自分は責任ある社会の一員だと思っている割合が非常に高いんだということをやっぱり前提に、やっぱり教育を講義を、またはいろんな知識の提案ですとか、そういうことをやっていかなきゃならないんだということがしっかり書かれてありましたので、私も主権者教育は、投票率アップのための手段だと思わずに、やっぱり子供たちを将

来どういった問題があるかと考えさせていくというんですか、そういった取組が必要ではないのかなというふうに感じました。ちょっと時間がありませんので、あまり詳しくは入れませんが、そういうふうには私自身、非常に大きな感銘したところがありましたので、これを紹介しながら主権者教育に、またいろんなところで見解を述べられるといいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、最後になりますけれども、ヤングケアラーの問題に進めていきたいと思ひます。

3点目には、ヤングケアラーの実態と対策について考えてみたいと思ひます。

本件につきましては、2年前の12月議会で、私はヤングケアラーの実態把握のためにアンケート調査を実施するように要望をさせていただきました。その結果、次年度のアンケート実施のための予算が確保されまして、令和5年度のヤングケアラーのアンケート実態調査が行われたわけでございます。その結果は、うきは市のホームページに掲載されておりますが、内容を見ておると128ページにわたる調査結果が掲載されておるとして、うきは市の子供たちの実態が少しでありますけれども理解することができていると、そのように思っております。

昨年の12月議会の一般質問におきまして、今後のヤングケアラーに対する支援内容についての質問をさせていただきました。その際、市長から答弁をいただいた内容は、記録に残されておるとありでありますし、理解をしておるところでございますので、その内容は後でちょっと簡単に触れさせていただきますけれども、今回の質問内容は、家族の世話をしているヤングケアラーに自分の状況について傾聴してもらう場、これは自分のことについて話を聞いてほしいという、そういう話を聞いてもらえる場が欲しいということだと思ひます。それから世話などの負担を軽減し、時間面での余裕をつくること、これは自分が行っているお世話の一部を誰かに代わって、自由に使える時間が欲しいという意味だろうと思ひます。それから勉強や進路に関するサポート、これは分からなくなった部分の勉強を教えてほしいと。そして進路についてもいろいろ相談に乗ってほしいと、そういう切実な思ひの内容になっていると思ひます。これらの内容に対して支援ができないのかといった要望に対しまして、学校側や行政からの支援ができないかというお尋ねでございますので、その点よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいまヤングケアラーの実態と対策についての御質問をいただきました。具体的にはヤングケアラーの支援についての御質問だというふうに捉えさせていただきました。

ヤングケアラーにつきましては、議員からもお話がありましたように、樋口隆三議員からのアンケートを実施してみてもどうかという御意見を下に市でヤングケアラーの実態調査、これを行わせていただいたところでございます。そのヤングケアラーの実態調査の結果によりますと、家

族の世話をしている児童や生徒が必要としている支援、これについては、今議員が御指摘をいただいたような自分の状況について傾聴してもらおう場が欲しいであるとか、世話などの負担を軽減し、時間面での余裕がつかれないかということ、また勉強や進路に関するサポートが欲しい、このようなことが求められており、市の取組としまして、自分の状況について傾聴してもらおう場、これにつきましては、学校の養護教諭、教職員、スクールソーシャルワーカー、子ども・若者未来応援センター「こころん」、こども家庭センター「うきはあと」などがございまして、専門的な職員が傾聴を行っているところでございます。

次に、世話などの負担を軽減し、時間面での余裕をつくること、このことにつきましては、課題に応じてこども家庭センター「うきはあと」が福祉、介護、医療などの関係機関につなぎ、必要なサービスや社会資源の提供を行っているところでございます。

最後に、勉強や進路に関するサポート、これにつきましては、子ども・若者未来応援センター「こころん」、また子どもの学習生活支援事業等が該当し、これに当たっているところでございます。

子ども・若者未来応援センター「こころん」では、基本的な生活習慣の取得や指導、学習習慣の定着等の支援、食事の提供などを行っております。また子どもの学習生活支援事業では、学習、居場所づくりの支援などを行っているところでございます。

市といたしましては、ヤングケアラー支援につきまして、地域全体で取り組むべき重要な課題であると考えております。まずは、ヤングケアラー自身が自分の状況を理解すること、また必要な支援を求めることができる機会をつくること、周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づくこと、この三つが非常に大事な要素だというふうに考えております。引き続き、現在行っている事業については、継続していくとともに、今後も教育機関、福祉機関などと支援体制の構築、また地域社会への啓発活動などを充実させていく考えでございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。市長がそれだけしっかり理解をいただいているということは、非常に心強い応援演説というふうに捉えるほどありがたいことでございます。

それで12月に市長のほうから答弁をさせていただいた中に、12月中に研修会を実施する。それから受講された先生方は、各学校にて研修内容等を周知をする。それから3点目に、3学期からヤングケアラーの早期発見や支援を進めていくということでの結果、この3点についてその当時の状況を踏まえていただきまして、そしてまた現状を併せまして、この辺の説明をお願いをしたいと思っておりますけれども大丈夫でしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 福祉事務所長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議員より3点御質問いただきました。まず研修会を実施したのかにつきましては、昨年の12月の一般質問の後に、12月13日に関係者の方を対象に、ヤングケアラーの支援研修会を実施しております。講師には、子ども・若者居場所づくりなどで取り組んでおられます筑紫女学園大学准教授の大西先生を講師にお招きしまして、講話研修を行っております。参加者は、市内小・中学校、高校、保育園、幼稚園などの先生方、あと学校教育課、社会福祉協議会、子ども家庭センターの関係者、あとそのほか、民生委員、主任児童委員の方々の計36名が参加していただいて研修会を実施しております。

2点目の受講された先生方は、各学校にて研修内容等を周知しているかどうかにつきましては、こちらにつきましては、全ての学校に確認は取れておりませんが、研修内容をまとめて教職員に文書配付や委員会などで報告などの取組をしているとの報告を受けております。

3点目の3学期からヤングケアラー早期発見や支援ができてきているのかにつきましては、学校などの個人面談の中でしっかり一人一人の子供の話聞くことや子供が安心して声を上げられる雰囲気づくりなどを心がけていると報告を受けております。説明は、以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 時間がありませんが、最後に一番重要なことは、ヤングケアラーということをごこの学校の何クラスの教室に何名いらっしゃるかというような細かいことが把握できるようにならないと本当の支援はできないだろうと、そういうふうに思いますので、しっかり研修内容をやっぱり現場に広げていただいて、先生たちのそういった力をつくっていただきまして、そういう実態を把握をするということがまず第一点だろうと思いますので、ぜひとも労力を割いていただくこととなりますけれども、大変かと思いますが、しっかりつかんでいただいて、そして対策を講じていく、この言葉に尽きるのではないかなというふうに思います。ヤングケアラーという子供たちが実際にいらっしゃるわけでありますので、そこを我々が深い思いで見えないと、ややもすると取り残してしまうというふうになりますので、この点よろしくお願いを申し上げまして、粗雑ではございましたけど一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は10時15分です。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、2番、高木亜希子議員の発言を許可をいたします。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番の高木です。議長より御指名をいただきましたので、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、漬物製造に対する支援について、次世代の担い手育成に向けたキャリア教育について、それと民間活力導入事業、あるいは公民連携事業に対する考えについて、以上の3点をお尋ねしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは一つ目、漬物製造に対する支援についてお伺いをしていきたいと思っております。

これから高菜のほうが生産スタートで、市内の直売所にもたくさん生の高菜が並ぶような時期がやってまいりました。そろそろ準備の時期かなということで、都会のほうからも大勢のお客様がおいでになる時期になるのかなと思います。本格的なおいしさを楽しみにしておられる方もきっと大勢おられることと思います。この漬物関係、これに関して非常に大きなトピックスとしては、昨年5月の改正食品衛生法の経過措置の終了がありました。6月から完全に実施されておりまして、今まで生きがいのような形で作っていらっしやって、そのお裾分けというような形で出荷しておられた御高齢の方々ですとか、農家さんの漬物がやっぱりいよいよ食べられなくなってきました。市場流通する食品ですから、安全とか安心を担保するというためには当然、食品衛生法というのがすごく大事だというのは私も分かります。ただ一方で、実際に本当に昔ながらの本格的な味の漬物が流通しなくなって非常に残念だというお声もすごくいただきます。何名か作っていらして出荷してくださっていた御年配の出荷者さんたちにお話を伺いましたら、今さら加工所とか取らんでもよかというお声もうほとんどでした。あと直売所のほうのスタッフさんのほうにもお話を伺いました。やっぱり漬物が季節ものですから、昔ながらの漬物をシーズンになるとお買い求めになられる方が多かったです。ところが現在、昔ながらの漬物というのが売場からほとんどなくなっている状況だと。今、市場に流通している漬物がやっぱり食品の製造業の方々、プロの方の製造が多くなっていると。裏面を見てみれば、例えばステビアだったりとか、アステルパームが入っている。保存性を高めるためには当然塩分あるいは糖度を上げる必要がありますから、その製造が間違いではないし、当然売場に昔ながらの漬物がなければ、それを皆さんお買い求めになられるので、恐らく売上高的にもそう減ってはいないんだけど、ただやっぱりお客様からは残念だというお声をいただくということを伺いました。

それで昔ながらの本格的なおいしさというのと食品衛生法上の安全性の関係の難しさはあるとは思いますが、やっぱり地域として農産物の産地ですから、地域としてそういった製造を継続

できるような支援策について、その必要性があると、私は感じております。市長の考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま漬物製造継続に対する支援についての御質問をいただきました。

議員からも御説明がありましたとおり、平成30年に食品衛生法が改正をされ、令和3年の施行に伴い、漬物を製造・販売するには営業許可の取得が必要となりました。令和6年6月には経過措置期間が終了し、営業許可の完全取得が必要となったことから、個人で漬物を製造していた方の減少が見込まれるところでございます。今回の食品衛生法の改正の趣旨は、議員からも御指摘がありましたように、食品の安全を確保し、集団食中毒等の対策を強化するものであり、漬物を含む食品製造・販売を行う事業者の責任を明確にし、衛生基準を満たす対応が求められているものと承知しております。

うきは市においては、道の駅うきはの漬物を販売の影響について確認をいたしましたところ、出荷者数が令和5年度の44名から、令和6年6月以降は16名に減少をいたしております。

一方、売上額は、令和6年6月から12月までの売上げを前年の同月と比較したところ、令和5年の904万円から令和6年は890万円となり、出荷者の減少率ほど落ち込んでおらず、事業者1人当たりの売上げは上昇しているものと推測がされているところでございます。

福岡県では、今年度漬物を製造する団体等に対し、必要な施設整備や機械、器具の購入に対する補助を行っておりますが、うきは市内の申請は今のところはないというふうに伺っております。令和6年4月にはうきはの里株式会社を通じて、道の駅うきはの出荷者へのアンケート調査を実施し、「漬物を製造するために市内に共同利用できる加工施設が整備されれば利用するか」というような問いに対しては、「利用する」とお答えになられた方が9%、「利用しない」とお答えになられた方が41%、無回答が50%だったというような結果も伺っているところでございます。

また、道の駅では、加工施設の整備検討も行ったというふうに伺っておりますが、拠点や人員の確保をはじめ、管理の難しさなどの理由から、漬物の製造販売をそれに特化したピンポイントで支援することについては困難という結論に至ったところだというふうにもお伺っております。

現状は、県からの支援のみにとどまっておりますが、議員が御指摘をされているような、このまちの文化や技術をどう残すのか。本市としてでき得る支援の在り方は何かないのか、そういったことについては、本日いただいた意見も参考にしながら、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。アンケート調査のほうも実施していただ

いているということで、ありがとうございました。

私も県のふるさとの漬物づくり応援事業については承知をしております。上限150万円の2分の1以内ですから、やはり大きな金額だなというふうに思うんですけども、ただし、この事業者の対象要件が、おっしゃってましたけど複数事業者での事業参画なので、やっぱりお一人お一人それぞれの漬け方のこだわりなどがあるから、なかなか新しいグループ化というのは正直難しいんだろうというふうに推察をしております。

そこで幾つか近隣の自治体で、市町村単独の独自の支援事業に取り組んでいるところを御紹介したいと思います。糸島市さん、担い手育成対策事業、こちらは個人で上限50万円、3人以上のグループで新設の場合は200万円、改修で100万円の補助となっています。東峰村、こちらは、直売所へ出荷するということを条件にして、個人は75万円が上限、グループで150万円の上限、4分の3まで適用できます。昨年10月の所管の委員会報告のほうを確認をさせていただきました。実績として3件申請をしておられました。自宅の通路、あるいは小屋の改修という形で個人の方がそういったところでチャレンジしておられます。そして筑前町、こちらも個人申請が可能です。条件としては、先ほどの東峰村と同じく町内の農産物直売所へ出荷することを条件としていらっしゃいました。補助対象経費が2分の1まで、上限25万円です。この金額でも個人の加工所にチャレンジをされた方が複数おられるということでした。直売所の方にお話をお伺いすることができたんですが、直売所のスタッフが漬物加工所の開設に向けたアドバイスを実際にそれぞれ出荷者さんの現地で行っているということでした。加えて、その製造についても町内の農産品を活用する、その六次産業化について講座を実施していたので、その講座参加者の方々が漬物の新たな担い手になってくださっているというお話でした。

補助金を活用して施設を整えて出荷された方々というのが、この県の漬物づくり応援事業は活用しておられずに、ほぼ皆さん個人で、個人対象のまちの補助金のほうを使っておられるというお話でした。個人対象にも広げるということにすれば、例えば、今まで出荷されてきた方々が御高齢になっておられたとしたら、例えばその御家族の方とか、その方の手作りの味にほれ込んでいた方々の中からチャレンジしようとして新たに思っただけの地域としての世代交代であるとか、担い手育成であるとか、そういったことが結果として出てきたというお話もしておられました。

あとは、販売の切り口からいいますと、例えばこの辺りですと、日田の大山の梅が有名ですけども、私は昔ながらの本格的な味の漬物というのは、地域への誘引力のある商材だというふうに思っております。漬物であれば果物の出荷できない時期にも直売所に並べていただくことが可能です。ですので、一つの漬物という商材の製造業への支援という切り口からも、味の継承が地域として可能なうちに、なるべく早く検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。その枠を広げるというところで、何かお考えがあればよろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 他市の事例等も含めて様々、今御提案や御意見をいただいたところでございます。議員が御指摘いただいているように、県の補助金については、この令和6年度に実施をいたしておるんですが、12月いっぱいまでのところで、県内全域でも10グループの申請にとどまっているというふうに伺っております。やはり議員が御指摘をいただいているように、お漬物については、基本的には個人で漬けられてるとか、それぞれの御自宅等で漬物を漬けられているというのがオーソドックスな形だというふうに思っておりますので、それを幾つかの事業者で一緒にとというのはなかなか難しいんだろなということは、この県の補助金の実施状況から見ても推察できるところでございます。

また、糸島市や東峰村の事例を挙げていただきましたが、近隣では、八女市や筑前町においても同様の支援を行っておられます。八女市については、個人も対象として約50件程度の申請があったというふうに聞いておりますが、これについては時限的措置で、本年度でこの申請については、補助については継続とかいうことはあまり考えてないような形で、あくまでも今回の平成30年から始まっております改正食品衛生法、これの時限措置がこの令和6年6月で切れるというところまでに、いかにこの地域の漬物産業であるとか、文化を守っていくかということに、それぞれの自治体でも苦心をされていたというようなことでの取組だというふうに認識しておりますので、どちらかといえば、今回議員から御指摘はいただきましたが、本市として、もしこれが本当に最初の答弁で申し上げたように、文化や伝統を守るというような意味でいけば、少し遅きに失したかなというような感を否めないところでもございます。

そうした中で先ほども申し上げましたように、44人いらっしゃった方が16人になっているということで、このおやめになられた方々全てとは申しませんが、一部につきましては担当課や、私もまちを出歩いておりますので御意見を聞く中で、かなり大きな意見としてあったのが、いかがでしょうか、議員も多分リサーチはされてると思うんですが、金銭面よりも、もう高齢化であってなかなか今後作るのがしんどいから一つタイミングとしてやめようかというような方も多くいらっしゃったように思いますし、もう一つは、やる気はあるんだけど、やっぱり金銭面ではなくて、手続がかなり煩雑になってきていると。当然営業許可申請であるとか、様々な衛生施設が整っているかどうか、保健所に入っただいてなどというような、これまでになかったような煩雑なことに自分自身として対応できるだろうかというような御不安を抱いている方がほとんどだったのではないかとこのように認識をしております。

ですので、1問目の問いで、前向きに検討したいとお答えをさせていただいた少し具体的な内容になるんですが、今後様々研究をして検討をしてということが前提ではありますが、もし今回、議員から御指摘をいただいたことも踏まえ、そして1問目の回答で申し上げました本市の文化や、

この漬物の技術を守っていくというような視座に立っての補助であるならば、そうした技術を持ってらっしゃる方と、それを継承したいという若い方、若いといっても10代、20代とかではなくて、40代、50代の世代でもいいんです。今、御家庭で頑張っていらっしゃる方などと一緒にやる。そうすると、いかがでしょうか、高齢の方で漬物を漬ける技術の方は、自分の技術を伝承することができる。少し若い世代の方と一緒に取り組めば、そういった方々がそういう煩雑な高齢者の方が苦手とするような手続等を行っていただける。そして伝統技術も吸収していただけるというような、そういうような一つの形ができれば、そういったものに関しては、先ほど申し上げた理由から市として独自の補助等も考えていくには十二分に価値のある取組だというふうに考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。今市長がおっしゃった内容であれば、筑前町さんのほうが結果として、そのような形になったとおっしゃってた世代交代ですとか、次世代の担い手育成というところと非常にリンクした形になるのかなというふうに今お話を伺いながら思ったところです。ぜひ検討ということで期待をしておりますので、今、元気な御高齢の方々が元気なうちに、やっぱり何年かかかるかと思しますので、なるべく早く取組のほうを始めていただきますようお願いいたします。では、こちらの質問については、終わらせていただきます。二つ目のキャリア教育についてに移りたいと思います。

先日、究真館高校の1・2年生と意見交換会を行いました。令和5年度には、中学校の2年生と意見交換を行っております。加えて2月20日に保護者の方々と厚生文教の委員のほうで意見交換を行った中で、この中で地域資源を活用した教育へのニーズがありました。うきはで育つ子供たちが地元であるうきは市や筑後というローカルの産業や企業、そして作り手の方々を実はまだあまり知らないんじゃないかという保護者の方のお話がありました。小学校、中学校、高校で、地域に対する愛着を形成したりですとか、地域課題、地域の問題を認識する力を育成したり、子供たちなりに、その学齢なりに解決するスキルを習得したりといった教育が可能ならば、そういったところに踏み出していてもいいのではないかなというふうに考えました。そこで、こちらの質問をさせていただきたいと思います。

小・中学校で現在行われているキャリア教育について、実態をお伺いいたします。こちらは教育長にお伺いいたします。究真館高校と連携して実施しているキャリア教育についての実態をお伺いいたします。

そして、うきは市の次世代の担い手育成の観点からキャリア教育のネットワーク構築を検討するべきではないかというふうに考えております。具体的には、小・中・高それぞれに協力できる地域の事業者さんのデータベース化ですとか、連携強化を進めて、小学校から高校まで12年間

を通じたキャリア教育を目指すなど、教育部局と市長部局の部局を横断した取組が必要ではないだろうかというふうに考えます。この2番目と3番目は、うきは市としての担い手育成という観点から市長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 地域の次世代の担い手としてのキャリア教育について、大きく3点の御質問をいただきました。2点目と3点目につきましては、私から回答させていただき、1点目につきましては、私の後、教育長から答弁をさせます。

2点目の浮羽究真館高校と連携して実施しているキャリア教育の実態についての御質問でございますが、うきは市では、浮羽究真館高校と連携しながら、生徒のキャリア教育の支援を行っているところでございます。令和5年度より取り組んでおりますうきはもりあげ隊活動、通称うき活事業でございますが、こちらでは生徒が市内事業者で社会性を身につけ、経験を積むとともに地域の経済活動に貢献をすることによる自己肯定感の向上や、地域への愛着の醸成にも寄与している取組となっていると認識をしております。令和6年度より本格実施へ移行し、現在、市内10か所で生徒12名がこのうき活事業に取り組んでいるところでございます。

さらには、市役所ではインターンシップで近隣の高校や大学から生徒を受け入れており、今年度も浮羽究真館高校から3名の生徒を受け入れ、職場体験を行っているところでもございます。

3点目のキャリア教育のネットワーク構築についての御質問ですが、まずもってうきは市内の子供たちが将来、うきはで働くイメージを持つことができるようキャリア教育などに取り組んでいく必要があるというふうな認識は、私自身も持っております。そのため、今年度は児童生徒の職場体験や社会科見学を受け入れてくれる事業所をあらかじめ登録しておく、いわゆるキャリア教育支援バンク制度の必要性について、アンケートを市内小中学校に対し、行ってきたところでございます。その結果、4校から回答があり、そのうち3校がこのキャリア教育支援バンク制度の必要性について必要と感じているというふうに回答をいただいております。一方で、別の質問においては、職場体験や社会科見学を受け入れてくれる事業所がもっとあればよいかというような質問に対しては、足りているといった回答も多く、職場体験や社会科見学を受け入れてくれる事業所が不足していると回答した学校は1校もなかったというような結果もいただいているところでございます。

また、うきは市教育委員会では、市民の知識や特技を生かす人材バンクの一環として、子供たちの学習活動等を支援する学校支援ボランティア、うきはっ子応援隊、こちらにも取り組んでおり、必要に応じて今後もさらなる情報収集と研究を続けてまいりたいと考えておりますし、議員がこの3点目で御指摘をされているのは、現在、小・中学校教育委員会の所管範疇にあるこのう

きはっ子応援隊に似たような人材バンク的なものを高校も通じて12年間のキャリア教育の中で生かせないかというような御質問、御提言であるというふうに受け止めておりますので、そうした考えも今後しっかり取り入れながら、このうきはっ子応援隊の在り方についても今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目の小・中学校の現在のキャリア教育の実態についての御質問ですが、現在の取組としましては、学ぶことや働くことの意義や役割を理解するために、特徴的なものとして、小学校では4年生での2分の1成人式や5・6年生での最上級生としての取組、市内の工場・事業所見学、中学校では、1年生の職業調べや企業や事業所等による職業講話、2年生での職業体験学習などを実施しております。

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく児童生徒を育てることです。市内全ての小・中学校では、キャリア教育で育成すべき四つの基礎的・汎用的能力、具体的には人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を発達段階に応じて確実に育成するために、キャリア教育の全体計画と年間指導計画を作成しており、その計画に基づいて、各学校が実施しているところです。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 私自身も一保護者として考えた場合に、小学校、中学校、それと最近究真館のほうとも御縁ができましたので、究真館のほうともお話を伺って、それぞれ頑張っているのは十分承知をしているんですけども、何となく保護者として、その流れを見たときに、それぞれがぶつ切りになっているような印象があります。例えば、一つの商材を例に考えますと、お豆腐とかでいうと、よいお水があって豊かな土地がある。大豆を作っている。お豆腐を作っている。販売している。直売所で地元以外の方々にも注目していただけるようにパッケージであるとか、掲載情報に工夫する。こういったクリエイティブな部分がある。こういったことが全部できたら地域の地域資源から最後まできちんと子供たちの中で腑に落ちるといえるか、そういった流れがあるとすごくいいなというふうに思うんですね。地元業者さんの情報を取りまとめるところから始めていただいたら、データベース化することで、各団体の実務者レベルで情報の共有化をしていただきやすくなるんじゃないかなというふうに思っております。ほかの自治体の例を挙げますと、例えば産業祭に出ている事業所のリサーチを小・中学生がその場でやって、それをまた学習発表会でプレゼンするというようなこととかもあっておられたんですね。一応ほかの自治体で、教育部局と市長部局が横断した形で取り組まれている事例も幾つか調べたので御紹介をしたいと思います。

神奈川県横須賀市、横須賀キャリア教育推進事業、これは子供たちの教育に地域企業の力を借りて、もうざばり未来の横須賀を担う人材を育成するということを第一目的に掲げておられました。横須賀市、そして横須賀商工会議所、教育委員会が連携した事業です。岡山県津山市、キャリア教育支援バンク事業、これは津山市のほうで運営するキャリア教育の支援バンクに登録して、学生と市内企業との接点を創出することを目的としております。産業経済部が事務局となっています。具体的にいきますと、Aという企業は見学の受入れができます。Bという企業は、講師派遣、見学受入れ、イベント協力、こういったところまで学生にできますといった形で、事務局が各事業所の支援内容を取りまとめてリスト化して、マッチング支援をするという流れになっております。地元でリアルに展開されている事業所、産業と学生との接点が創出されています。

私たちが育てている子供たちは、一旦やっぱり学業のためにどうしても外に出ます。けれど、やっぱりいつかUターンしてうきはに住んでもらえるようなまちにしたいというのは、多くの方々が希望していらっしゃるのかなというふうに思います。でも何となくその連携がふわっとしてしまっているんじゃないかなというふうに感じております。子供たちだけではなくて保護者も高校、大学を卒業しても地元で職がないとか、地元に残っても、どんな仕事があるのか分からないという認識をしておられる方もおられます。そういったところから脱却して、このまちで暮らしていくためには、自分だったら何がしたいかなというふうに考えてもらえるような、そうした土壌づくりのためにも、ぜひ部局を横断した取組のほうにちょっと踏み出していただけたらなというふうに思っております。何かありましたらよろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま様々な知見から、また他市の事例等も御紹介いただきながら御提案をいただいたところでございます。議員がおっしゃられるように、でき得れば高校までの12年間というようなところで、何かしら一貫をしたキャリア教育、そういったものが今後、検討できるのであれば、非常にいい取組ではないかというふうに考えております。具体策について、まだこれといったものを持ち合わせているところではございませんので、ここで胸を張って大きく申し上げることはなかなかできるものを持ち合わせてないんですが、ただ今、議員から御提言をいただいている中で、一点面白いなと思ったのが、小・中学生に企業をリサーチしていただいとるか、そういうのは非常に有効なのではないかというふうに思っております。本市としても教育の過程の一環で、社会科見学であったり、事業者を訪問して、その瞬間的にはその事業について調べたり関わったりするんですが、これを少し長期的に関わることができないかとか、あとは調査したものが今学校の中で発表されているところで終わっているものが、例えば今議員が御指摘をいただいているように、市の取組として産業の調査をやるとか、何かしらのデータを求めるときに、その一翼を小・中学生に担っていただく、もしくは高校生に担っていただくことで、

市として何かしら公表したり、披瀝をしたりするものの中に、そうした子供たちが調査をしたもの、考えたことが入っているというのは、子供たちの自己肯定をする気持ちを育てることにもつながると思いますし、議員がおっしゃられる真の意味でのキャリア教育、これにもつながっていくものだというふうに感じたところでありますので、今いただいた御意見等も基に、でき得れば先ほども御答弁を差し上げたように、一つ応援隊の活動がありますので、これを発展的に何か取り組めないかということで、今これは教育長の部署、学校教育課等が所管をしているところでありますが、議員御指摘のように幅広く横断的にこれを発展させることについては、やり方、また連携の仕方等について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

私は、やはり現役の保護者として常々感じているのがいろいろな企業さんが恐らくこれからもこの地域に入ってこられるんだと思うんですけども、高校を卒業しました。そういった企業に入りました。でも1年後にはいない。2年後にはいない。こういった子供たちが非常に増えているという話を聞きます。知り合いのお子さんもやっぱりそういったケースがあります。その企業に対する愛着というところで、今のは若い子供たちは判断してないんですよ。恐らく自分の生活がまずあって、プラスアルファというところで考えているお子さんがすごく多いんだろうなというふうに思います。でもやっぱりせっかくこのまちで育ってきたわけですから、愛着を持ってほしいし、自分たちが社会人になって地域でこういったことをしたい、ああいったことをしたいという前向きな気持ちで社会に出て行ってほしいなというふうに思っているのです、そのときに、このまちが彼らのフィールドになれば、なおのことうれしいなというふうに思いますので、ぜひ、地域と子供たちがつながるような、あるいは地域で今頑張ってくださいている社会の方々と事業所の方々と子供たちが何がしかの形でつながるような、そういった軸をちょっと育てていただくような努力をしていただけたらなというふうに思っております。よろしく願いいたします。それでは2番の質問は、以上で終わらせていただきます。

最後、三つ目の質問に入ります。民間活力導入事業、あるいは公民連携事業に対する考えについてです。

ここ最近でいいますと、吉井百年公園、そして西隈上団地建て替え事業など、うきは市においても民間活力導入事業、あるいは公民連携事業の取組が始まっております。やはり事業の予算等々大きいので市民の方々の中にも、あれは今どうなってるのかねということ聞かれることがある事業になります。私自身は、建築系にあまり詳しくないのですが、やはり建て替え事業となりますと、大きな予算が動きますので、内閣府であったり、国交省のホームページを確認をいたしました。そうしましたら、その中で書かれていたことが効率的・効果的な公共サービス

を提供することと、地域活性化等の実現を図りながら、いわゆる公的負担の抑制を図るために推進している。これらの事業の導入が再び増加傾向にあるということがありました。国としては、やはり促進の方向の動きがあるということですね。2月には、国交省から都道府県向けに改善に向けたハンズオン支援事業の募集が通知されておりました。今後3か年の見える化のロードマップを作成とありましたので、国としては、この流れを加速化させるのかなというふう感じたところでは。

そこでテーマ3の質問になります。本市でも民間活力導入事業等の取組が始まっております。ただ、市内事業者の方々にとってハードルが高いなというムードも感じます。今後様々な事業が検討されると考えますが、これらの事業の推進に対し、何がしかの指針、対象施設、審査員の選定、配点方法などのこういった指針を定めてはどうかと思うんですが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま民間活力導入事業、あるいは公民連携事業に対する考えについて御質問をいただきました。その中で民間活力導入事業、あるいは公民連携事業の推進に対し、指針等を定めてはどうかといった内容だったというふうに捉えております。

吉井百年公園に関する事業と、西隈上団地建て替え事業につきましては、事業内容が少し異なりますので、まずはその部分から御説明、回答をさせていただきます。

吉井百年公園に関する事業につきましては、うきは市テーマ型民間事業者提案制度、これを活用した事業でございます。この制度は、議員の皆さんも御承知のとおり本市の抱える諸課題の解決に向けて、ノウハウや各種資源を有する民間事業者からの提案を広く募集し、原則として市に新たな財政負担や業務負担を生じさせない事業として取組を進めてまいった事業でございます。この吉井百年公園に関する事業以外にも、本市ではこのうきは市テーマ型の民間事業者提案制度を活用したものとして、脱炭素社会を目指した地域エネルギーマネジメント事業でありますとか、道の駅うきはの北側斜面を生かした新たな憩いの場づくり事業、こちらにつきましても民間事業者からの提案を受ける形での事業推進となっているところでございます。

西隈上団地建て替え事業につきましては、民間事業者の技術力を活用し、公営住宅の設計・建設、また余剰地の分譲などを行うPFI方式を用いて現在事業を進めている最中の事業でございます。

テーマ型民間事業者提案制度とPFIの事業形態は異なりますが、共に民間事業者のノウハウや経験力を公共事業に反映することのできる有効な制度であると考えております。また、議員が御説明になられたとおり、国としても推進をしている制度だというふうに認識をいたしております。そうしたテーマ型民間事業者提案制度におきまして、市が今後直面する様々な課題に対して、

民間事業者からの幅広い提案を受け入れるようにするために実施要綱を定めております。その中で参加資格や提案の要件等について明記をいたしております。PFIにつきましては、対象となる事業を幾つも抱えている比較的大きな自治体は指針を作成しているところもあると聞いておりますが、本市におきまして、現在のところはPFIに対する指針等の定めはない状況でございます。

今後このような民間事業者と連携した取組も増えてくると考えておりますので、指針の策定につきましては、先ほど申し上げたような先行実施をしている他の自治体等の状況も参考にしながら、また私たち自身も知識の習得に努めながら、その在り方について検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 検討を考慮しておられるというお話でした。今、国のほうが求めているPFI手法導入優先的検討規定の策定については、令和3年から人口10万人以上の自治体に対して出されているというふうにありました。ということは、うきは市はその対象外ではあるんですが、ただ10万人以下の自治体に対しても基本的には推奨していくというところでございます。一応、先進事例のデータのほう、国交省が発表されているデータのほうを拝見したんですけども、従来型の入札制度と違って最低価格を提示した企業体が落札するわけではないこと、地域貢献度なども加味されることから、地元の企業体が契約されているケース、これも確認をいたしました。国が一応目安として提示している契約金額が10億円、その10億円以下ですと、地域企業が代表企業として参画している事業、令和5年分では100%、10億円以上100億円未満で50%という参画状況が読み取れました。うきは市なんですけれども、今後老朽化施設がさらに増えること、技術系の職員の方の確保、これ前回私も一般質問させていただいたんですが、技術系の職員の確保がさらに困難になっていくこと、それと現状でいうと、地元の企業さんにこういった事業に対しての参画ノウハウが不足しているんじゃないかなというふうに思われることなど、基本的にはまだちょっと課題があるのかなというふうに思っているの、どんな事業で、どんな検討が行われるのか、何かしらの指針を策定していただくということは、地元の我々にとっても実は今後必要んじゃないかなというふうに思っております。ひょっとしたら職員の方々の中では何かしら共通認識、あるいは参考にしておられるようなものがあるのかもしれないけれども、可能であれば、これまでの取組のベースとなった考えですとか、今後の方針や指針について、改めてお示しいただければなというふうに思っております。

県内で調べました。一応福岡市のほうでは、市としての方針や民間の事業者さんに向けたガイドラインがあって、そして事業化の可能性がある事業として、一旦まずロングリストのほうを抽出されて、そこからさらに事業手法の検討などをされて、予算が確定した事業をショートリスト

という形で公開をしておられます。10万人以下の自治体についても確認をしました。そういった指針を定めなくてもいいとはされてるんですけども、そういったことをしておられる自治体さんもあります。嘉麻市さん、公民連携の5原則、実現のための積極的な検討の原則、市民、行政、民間事業者「三方良し」の原則、対等な関係の原則、公平性・透明性確保の原則、役割分担及び責任の明確化の原則とありました。その上で、民間提案制度実施規定がつけられておりました。こういったものが市民に分かりやすく提示されてるというのが私はすごく大事なんじゃないかなというふうに思っております。じゃないと、一つ一つの事業が出てきたときに、これもそれになるのね、これもそれになるんだというような受け取りにどうしてもなってしまうんですね。うきは市の場合でいいますと、例えば近いところでは、浮羽町域の学校再編検討事業がスタートしております。これは、まだどういった形でその検討委員会の中で結論が出るか、まだ分かりませんが、もしも建て替えになる場合は、やはりかなり大がかりな事業になることは当然予想されるわけです。文科省のほうでも調べてみました。そうしましたら、文科省のほうでもやはり公立学校施設整備PFI事業、あるいは複合化公立学校施設PFI事業といったところで、PFIを推進しているところには、やはり変わりはありませんでした。ほかの自治体のところで確認したんですけども、学校はもちろんなんですが、例えば文化施設であるとか、道路、下水道、消防施設、こういった様々な分野の様々な種類の事業でこのPFIが取り組まれておりました。うきは市でも老朽化が進んでいる施設がいろいろこういった分野ではあるかと思えます。先ほど、まず検討というふうにおっしゃっておられたんですけども、学校という、やっぱり大きな事業がもう目の前にあるわけなので、今後に向けた市長のお考え、例えばいつ頃にこういった指針、ある程度こういった方向性を示したいとか、具体的に何か市民に対して分かりやすい明文化されたものを出していただけるのかとか、そういった何かお考えはありますでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） 大きく2点かなというふうに今の御質問、御意見等で感じたところがございます。

1点目は、現状御説明いただいたように10万人以下のまちでありますので指針がないというような形で進める中において、どのように取り組んできたかということでございますが、今議員から詳細に御説明をいただいたように、近隣では福岡市さんが立派な指針をお持ちになられておりますので、そういった福岡市さん等の取組を参考にさせていただきながら、直近のPFI事業等についても行っているところでございます。分からないこと等については、しっかりと福岡市さんと連携を図りながら、お話を伺いながら瑕疵のない取組に努めているところでございます。

2点目は、今後の指針、特に公共事業等、直近に迫るもの等もあるのではないかとというような

御質問でございますが、私自身もそのような認識は大いに持っているところでございます。ですので、このPFIに関する指針でありますとか、その他今回御質問等いただいておりますテーマ型の部分も含めて、様々な今後のこの公共工事の発注や入札に関する部分については、一定市の中での考え等、指針等をまとめて、なるべく早いタイミングで、まずは議員の皆さんにお示しをしながら、市民の皆さんにお示しをするということは、一定必要なのではないかという認識でおります。

一方で、先ほど嘉麻市さんの例えを詳細に挙げていただいたんですが、五つの柱を聞いてお分かりのように、あくまで指針ですので、個別具体的な何か細かいことが定まっているというものではございません、指針に関しては。あくまでもそれぞれの事業、発注する事業が決まりましたら、その発注する事業に対しては細かな条件がつくと思います。こういうのは駄目ですよであるとか、参加される方はこういう形に限りますよというのは、細かな部分、条件というのは、それぞれで違うと思っております。ただ、議員がおっしゃられるような大枠の指針、こういったものについては、今後しっかりと他市の部分を検討して作成ができるというふうを考えておりますし、できれば、これから始まる令和7年度中ぐらいには、一定そういったものを担当課とも協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますし、そういうものをつくるのであれば、福岡市や嘉麻市に限らず様々な知見、また国土交通省のほうにも問合せをしながら、確たるものを作成すべきではないかというような認識でおります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

私はやっぱり住民側、市民側としては、やっぱり我々にとってはなかなかなじみのない契約手法なので、やはり指針的なものがきちんと私たちにも分かる形で提示されて、その上で全体としてきちんと協議されて、必要であれば、その都度都度の案件で協議された上、ブラッシュアップしていただくというのが大事なのかなというふうに思っております。

それとつくって終わりではなくて、それぞれの事業の建物とかもですけども、それぞれの事業、そこからの利用や活用が大事かなと思っていて、どんなものがつくられて、どんなことがそこに行われるかというほうが私たち住民にとってはすごく大事だなと思うんですね。例えば一例でいうと、西隈上のことでいえば、私はその審査員の中に、構成の中にその施設を活用、運用するとなった場合のその対象者の方にとって必要なことは何だったんだろうかなと思うと、西隈上に関して言うならば、高齢者住宅であるとか、シルバーハウジングであるとか、そっちの色素が恐らく先々強くなっていくでしょうから、そういった社会福祉領域に詳しい方が審査員に入ってもよかったんじゃないかなというふうに私はあの名簿構成を見たときに思ったようなところですよ。

それと事業所さんの活用という側面でいいますと、地域プラットフォームですとか、協定プラ

ットフォームがつくられていると思います。一応うきは市が会員になっているところを見たんですけれども、市内の事業者さんが今のところ見受けられなかったのので、そういったプラットフォームへの市内事業者さんへの参加については、何かお考えをお持ちでしょうか。というのもやっぱりノウハウを持って大きな企業さんだけではなくて、市内の事業所さんがこういった事業に取り組んでいただけるような素地をつくっていくことというのは、10億円以下の細かい事業に対してもすごく実は重要だと思っていますので、最後にこちらについてのお考えをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、あと1分ほどです。

○市長（権藤 英樹君） 今御質問いただいた部分で、その素地については、この質問にもあると思いますが、ハードルが高いというような御意見もありましたので、やはりこのPFIとか、テーマ型の提案制度だとかいうのは、新しい制度ですので、まだ事業者さん、特に地元の事業者さんの中で理解が深まってない部分も大いにあると思っています。ですので、そういったところに対して、市としてできること、地域の産業を育成するという意味合いでできることとして、様々な知見ある方を呼んで勉強会を行ったりとか、そういったことは今後十二分に考えられることだと思っていますので、そういったことを含めて取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 市内事業所の方々が参入ノウハウを習得していただくことをバックアップすることで、ある程度地域完結型といいますか、市内事業所の方々がよりチャレンジできる事業スキームにするということも一方で求められるかと思っておりますので、ぜひ今後とも取組のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、2番、高木亜希子議員の質疑を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は11時30分とします。

午前11時16分休憩

午前11時30分休憩

○議長（江藤 芳光君） 再開します。午前中、最後になります。

次に、6番、佐藤裕宣議員の発言を許可をいたします。6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤裕宣でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき、一般質問を行います。

まず1項目の上水道整備について。

この件につきましては、私自身、高木前市長に一般質問等で何度かお尋ねをしてまいりました。また他の同僚議員、そして議員時代の権藤市長も質問をされてきた案件だと記憶いたしております。また議会のほうでも、市民生活基盤対策特別委員会を設置して協議を行ってまいりました。ですが、この問題に対しては、重要な案件にもかかわらず、どうも方向性が見えてこない。令和7年度には水道事業基本計画の策定に入るんだというところなんですけれども、それにもかかわらずでございます。一体どうなっているのかというのが市民の皆さんのお気持ちではなかろうかなというふうに思います。

先日、ある市民団体が主催する気楽に語ろうという会で上水道問題について懇談が行われました。私も出席をさせていただきましたが、30名以上の市民の方が出席をされておりました。やはりそれだけ市民の皆様にとって関心のある大きな問題であるということを確認したところでございます。懇談の中で、議員さんは市長とこの問題について話はしよらんとですかとの御意見をいただきましたが、市長とのそういう大事な話は議場という公開の場、市民の皆さんが見ているところで議論すべきだということをお申し上げしましたので、今日はいろんなことを整理して、市民の皆さんにも分かりやすく、御納得いただけるような一般質問にしたいと思っておりますし、そのような回答をいただければというふうに思います。

まず(1)の平野部全戸整備についてですが、これまでの高木前市長、あるいは執行部の答弁では、住民の皆さんの理解を得ながら、計画的に全戸整備を行う方針だというのが私の認識ですが、権藤市長はどうお考えなのかということをお伺いいたします。

次に、(2)の住民の意識調査についてですが、高木前市長は、50%の接続加入がなければ経営上困難であると、これまでの答弁で発言をされてきたと記憶いたしております。それを知るためには、住民の意識調査が不可欠だと思いますが、意識調査を行うのか、市長のお考えをお伺いします。

最後に、(3)意識調査のタイミング、やり方についてですが、先ほども申しましたが、令和7年度には基本計画を策定するというところでございます。もう間に合わないんじゃないかという気もいたします。市長御自身も議員時代の過去の一般質問、これ令和4年の6月議会、市長が議員になられての初めての一般質問だったのでよく覚えておられると思います。2年9か月前ですかね、3年近く前になります。その中で令和7年に基本計画の作成を始めるのであれば、早急に市民の皆さんの意識を明確に把握できるような調査を行っていただきたいと、高木前市長に要望されております。市長自身が要望されていた意識調査をいつ実施するのか。また、平成27年に実施したアンケート調査のような形で実施するのか、意識調査の方法についてもお伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま上水道整備について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が上水道整備は、平野部全域を対象と考えているのかとの御質問でございますが、上水道整備については、昨年9月議会の一般質問で答弁をいたしましたとおり、私のみならず、議員の皆様は、全ての皆様が御理解、御承知を賜っていることだというふうに思っておりますが、平成22年の試算から大幅に増えた試算額が高木前市長のときに出てきたところでございます。50年間の経費ということでございますが、総額で352億円という試算結果となっております。そうしたお金をどのように工面していくのかを考えたときに、本市の財政規模でありますとか、今後の人口減少、その他本市を取り巻く環境等を踏まえ、フル整備だけにこだわるのか、それとも今までの議論のようにフル整備か、全く整備をしない井戸水だけに頼っていくのかという、ゼロか100かのような議論から、もう少し転換をして様々な方策について調査をし検討する。そういった必要性があるのではないかと考えております。

今後は、議会の特別委員会の皆様が約3年間にわたる調査結果を御報告、御提言されるものと考えておりますので、そのような御報告や御提言も賜りながら、どのような方策がこのまちにとって最適なのか、そういったことを考えてまいりたいと思っております。

また、途中で議員から種々御発言がございました令和7年度の基本計画というのは、高木前市長が令和11年の県南広域水道企業団を前提に仮定でお話をされていた話でございますので、現状については、そこも一つの考え方であるという認識は持っていますが、そこを時間軸として見ているのではなく、今申し上げたように、352億円という試算を議員の皆様とともに、いかに考えていくのか。そして市民の皆さんにとって、いかにやるのがこの水道事業にとって皆さんが納得し得るような最適になるのか。そういったことを改めて方法として考えるべきだというふうに強く認識をしているところでございます。

2点目が住民の意識調査についてと、3点目の意識調査を行うとすればいつ頃かという、どのような形で行うかにつきましては、関連がございますので併せて回答をさせていただきます。

上水道事業については、市民の皆様の御理解がなければ取り組むことが難しいという認識は、高木前市長同様、私自身も強く思っているところでございます。その上で市民の皆様の意向の確認の方法や時期につきましては、今後も様々な意見交換を重ねながら、また先ほども申し上げましたとおり、議会に現在、特別委員会を設置いただいておりますので、議員の皆様方とともに意見を重ねながら、地域の状況等についてしっかり把握し、適切な判断をしてまいりたいというふうに考えております。

意識調査につきましては、アンケートも一つの手段ではございますが、アンケートに頼らず、高木前市長の時代から行われている部分で申し上げますと、全戸配布のリーフレットを作って、

それを基に市民の皆さんに対する御意見をお伺いするとか、そのリーフレットを作成する前に水のワークショップ等に水環境課を中心に取り組まれていた、それも一つの意識調査の手段であるというふうに考えております。

今後この意識調査の在り方、また時期については、先ほど申しあげましたように、本市として、また議会の皆さんの特別委員会、その活動等々も様々意見交換をさせていただきながら、私ども行政、議会としてどのような方向性が最適であるのか、これが一定見えてきたところで、市民の皆さんにこの考えではいかがだろうか、どうだろうかというような意識調査を行うのが時期的には一番最適であるというふうに考えておりますので、スピード感を持って行っていきたいと思っておりますが、しっかりとそういった議会の皆さんや市民の皆さんとの意見の醸成、これについては、努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今、（1）の全戸整備については、どういった方策が、費用のこともありますので、最適なのかということを考えてまいりたいというところ、そして（2）（3）の意識調査の方法についても、これもこれからまた適切な判断をしていきたいというところの答弁だったと思いますけれども、要するに、まだ具体的なところは、何も決まっておらないというような答弁だったと、こういうふうに思います。その点については、市長も先ほども言いましたけれども、議員時代の高木前市長に対する質問で、やはり早急に皆さんの意識をある程度数字や、そういった資料で明確に把握できるような調査を行っていただきたいと、こういうふうな要望を出しておられます。もちろん議員時代と今のお立場、市政を預かるという責任あるお立場、そこを考えるとなかなかこの難しい問題に対して、これだとまだ言うことはできない、そんなところだと思います。そういうお立場というのもある一定は理解をするところではございますけれども、市長は、やはりこの上水道問題を、その議論を少しでも前に進めるというお覚悟で私は市長選挙に立たれたのだと思いますし、そこを期待して、市長に1票を投じた市民もおられるのではないかなというふうに思うところでございます。

先ほどの御答弁の中で、全戸整備ではなくて、言ったらゼロか100かではなくて、必要などころ、その整備も視野に入れて、そこも必要などころだけ整備をするという、そこら辺も視野に入れて考えていきたいということだと思います。その答弁は、昨年9月議会で、そういったこともおっしゃられておられます。先ほど気楽に語ろう会ですか、そこに出席したときに、私も市民の方から、あなたはどう思うととねというふうなことを投げかけられました。私も実は市長と一緒にやはり必要などころもあるんですね、マンガンが出たりとか、やっぱり上水道整備を求めてらっしゃる方もいる中で、しないという判断はできないと。ただ、費用対効果といいますか、経営面を考えたときに、全戸整備するというのもこれは現実的ではない。やはり必要などころに、

できる整備、そこをしっかりと調査してやっていくべきではないかなというふうなことを答えました。ほかの議員さんも大体六、七名参加しておられたんですけども、大体同じ意見でした。それが正解かどうか分かりませんが、ただ、そういったことを市長も9月の御答弁でおっしゃられています。6か月たちますが、そういったところで必要などころだけ整備をするというところで検討されるとおっしゃっておりますけれども、もう6か月たちますが、その検討、そこはどの程度進んでいるのかというところをお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ありがとうございます。9月の一般質問の答弁も含めて、佐藤議員と考える方向性が一緒であるということは、非常に心強く思っております。ありがたいお話をいただいたなと思っております。

一方で、議員の皆様も特に先輩方は十二分に御承知のとおり、高木前市長が3期12年お務めになられ、その前に怡土前市長がお務めになられ、旧2町時代から、この上水道の整備の在り方、またダム等を活用した上水道整備の在り方について様々な議論が展開されながらも一定の方向性をお示しできていないというのが今の本市の現状でございます。

また、御承知のとおり、今、国際情勢が目まぐるしく変化をしていく。そしてそれに伴う物価高騰、資材の高騰、人件費の高騰等で先ほども申し上げたように、試算の額が80億円ぐらい大きく膨れ上がるような事業計画になっているという点、そういったことも様々考えまして、含めて、また議会の中でもこの任期中の3年間にもわたり、全議員で特別委員会を招集をし、私も議員時代は参加をしておりましたが、その中で様々な議論を行っていく中でも、まだ議会としても一つの方向性や提言というところの取りまとめにまでは至っていないやに思いますが、そういった問題でございますので、当然、魔法使いではありませんが、私が市長に就任をして6か月、7か月というこの短期間で魔法のように何か劇的に変えられることがあれば、ぜひともやっていきたいという部分はあるんですが、なかなかそのような力も持ち合わせておりません、お恥ずかしいところではあるんですが、ただ今、議員から御指摘をいただいたフル整備にこだわらないというところで何か取組をとということで御質問いただきました。この点につきましては、まずもって今水環境課のほうに対応を私から指示を出していることとして、この市全体のそういった水にお困りの地域、これを一括把握できる地図のようなものを作成できないかということでお願いをしているところでございます。と申しますのも、これまでは、それぞれが井戸をお持ちで、それぞれが少し臭いや色が変わるとか、ちょっと味が悪いとかいうことで個別に市役所の水環境課のほうに御相談をいただいております。ですので、それを個別に対応しておりましたので、一括として地図に落とし込んだようなデータがないんですね。ですので、まずは、それを作成することによって、この集落あたりに例えばマンガンが出るところが多いでありますとか、この集落あたりは、

どうも水が出にくくなってる。恐らく浅井戸しかないんじゃないかというような調査をかけたりだとか、さっき議員が御指摘をいただいたような面で対応できるようなものを把握するための手段として、今そういったものを直近でつけれないかということで指示を出しているところです。こういったもので、一定のお困りの地域が面で分かってきたりとか、数で分かってきたりするデータが出てきたら、そこに対して個別に対応できるようなことを、例えば簡易水道だとか、専用水道だとか、そういったものの対応というのも考えられるというふうに思っています。

併せて、やっぱり352億円というお金ですので、現状、フル整備というのはいかがでしょうか。議員の皆さんもそうでしょうし、市民の多くの皆さん、今回傍聴にお越しの皆さん、また動画配信等で御覧いただいている皆さんもそれだけの巨額を投じて上水道を整備することについては、いささか様々な意見をお持ちだというふうに思っておりますので、そういったところは、しっかりと今議員が御指摘いただいたようにお困りの方のところに手が届く、そのような施策を取り組んでまいりたいと思います。

すみません、併せまして、今、浄水器を設置するのにも補助を新たに始めておりますので、そういった今個別の対応で水にお困りの方については、しっかりと対応させていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 市長のお考えは、ただいまの答弁でよく分かりました。とにかくフル整備にはこだわらない。お困りのところには、やはり上水道が届くような措置はしていきたいと。それに向けて、その地図を今作っているというところ、現時点ではそういったところだというふうに思います。分かりました。

もう一点、ちょっと根本的なことというか、先ほど市長のほうからちょっとお話ありましたけれども、私たちこの資料を持ってるんですね。ちょっと小さいんですけど、たしか私が議員になったばかりの頃に、平成30年に頂いたものだと思います。高木前市長時代ですね。要するに、厚労省の交付金制度により、着工期限令和11年度、令和11年度までに着工しないと国の交付金が下りないというところで、これにスケジュールが書いてありますのは、まず、そこで令和11年度に着工できるように、尻尾から返って基本計画の策定なり、そういったところをやっていかなければならないというのが前提で、いろんなこれまで議論を高木前市長と、じゃあ、早くアンケート調査なりなんなりして、意識調査をやらなければ、もう間に合わないんじゃないかというような議論をさんざんやってきたのが、この計画に、この資料に基づく計画の前提があっただけなんですけど、この計画が全く白紙になったとか、変更されたとかというところを私たちたしか説明が今まで聞いたことがないような気がするんですけど、この計画というのは、全く白紙になったのか。そこら辺もちょっとお伺いをしていきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 水環境課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課の瀧内でございます。よろしくお願いたします。議員が今おっしゃいましたのが国の交付金といたしまして、生活基盤耐震化等交付金という補助金がございます。水道整備でございます。うきは市のほうが進めていくに当たって、その中の広域化事業というのがあります、それが今おっしゃっていただきましたように、令和16年まで交付期限ということでございます。そこを逆算する形で令和7年度頃には基本計画を策定し、令和11年ぐらいを目途に工事にかかるということを前市長がおっしゃっていたと認識しております。その交付要領自体は今もございまして、内容については、根本のところは変わっておりません。現在、その着工期限のほうが延長されるかどうかというところを私どもとしましては、注視をしているというところでございます。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 併せて答弁させていただきますが、そのような状態で、今お手持ちの部分というのは、恐らく資料の一環として、高木前市長からお示しをされたもので、そのような今課長が説明したような交付金を使うに当たって、遡ってやるのであれば、この令和7年頃だろうというのを議員の皆さんに分かりやすくお示しする資料の一つとしてお配りされたものだというふうに認識しております。ですので、計画はどうなったんだと今議員がおっしゃられた計画について皆さんに御審議、御裁可をいただいて進める計画は、その令和7年度につくろうとしていた水道事業の基本計画になりますので、それがまだ全くない状態で一つの目安として、令和7年頃にそういった皆さんで方向性を定めて進めていく基本計画を立てなければ、その令和11年、令和16年に間に合わないんじゃないかというようなロードマップを示されたということですので、これが生きてる、生きてないという話になりますと、あくまで資料の一環ですので、そういうふうに御理解をいただければと思っているのと、今議員と討論をさせていただいたとおり、フル整備にこだわらないということを今意見として双方を持ち合わせたところだと思っておりますので、そう考えればフル整備にこだわらなければ、その補助等は、今のところは一旦置いておくというような感覚でいいのではないかと考えてます。ちなみに、その補助金も全部使った上での50年の試算が352億円ですので、元手はもっと大変なお金になっているということだと認識しております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 分かりました。これには捉われないというところの答弁をいただきましたので、今までのもやもやがちょっと今一旦すっきりしたところでございます。

ただ、なかなか本当に必要なところだけするには、じゃあ、一体幾らぐらいのお金が要るのかとか、あるいは全然恩恵を受けていないところは、どっちみち水道事業は、これ多分一般会計の繰入れが必要になると思いますけれども、恩恵の受けていないところも一般会計であるならば、税金からという話にもなってます。いろんな技術的に難しいところがあると思います。ただ、現状は、これ市民の皆様もお聞きいただいているかと思っておりますけれども、現状は、まずは市長は、繰り返しますが、フル整備にはこだわらない。そして、そのマップ、どういったところが必要かというところを今現在作成中だということ、その答弁まではいただきましたので、そこをまた基本として、今後いろんなことをお尋ねをしていきたいというふうに思っております。難しい問題で、本当に大変かと思っておりますけれども、私たち議員もしっかりとこの問題については、行政と一緒に取組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。この件については、ここで終わりにいたします。

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。うきは市総合計画についてでございます。

この計画に基づいて、様々な施策や事業が展開をされます。すなわち、市民の皆さんの生活に直結する非常に重要な基本となる最上位の計画だと認識をいたしております。10年スパンで計画を策定し、前期・後期5年ごとに見直しをして、現状のニーズに合わせていく、応えていく。この計画の下に市民の皆さんの暮らしは成り立っていると言っても過言ではないというふうに思っております。

現在の第2次うきは市総合計画が2016年に策定され、前期が2020年まで、見直しされた後期基本計画が2021年から2025年、すなわち来年度で一定の役割を終え、新たな総合計画、うきは市第3次総合計画が2026年度からスタートするということになるのだというふうに思います。とするならば、来年度早々、2025年度初めから基本計画の策定に着手しなければなりません。市民の皆さんの暮らしのための総合計画ですから、市民の皆さんの思いというものを十分に反映したものでなければ意味がないということは、言うまでもありません。

そこで(1)の質問ですが、うきは市第3次総合計画を策定するに当たって、どのような手段、方法を用いて市民の皆さんの思いを反映するのかお伺いいたします。

(2)の質問でございます。市民の皆さんの思いや意見が十分反映された総合計画にするためには、そのための仕組みづくりが重要だと思いますが、このことについて、市長の見解を伺います。

最後、(3)の質問ですが、総合計画を策定するに当たってのスケジュールはどうなっているのか、お伺いをいたします。

以上、3点お願いします。

○議長(江藤 芳光君) 権藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま第3次のうきは市総合計画について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が策定に当たってどのような手段で市民の皆様の思いや意見を反映させるのか。2点目はその仕組みづくりについて、3点目が策定スケジュールと周知方法について御質問をいただきましたが、全て関連がございますので、併せて回答させていただきます。

令和8年度からの計画期間となります「第3次うきは市総合計画」の策定につきましては、令和6年6月に策定を支援する事業者選定を行い、契約締結を行っているところでございます。その後、具体的な取組といたしまして、令和6年9月に無作為で抽出した18歳以上の市内在住者2,000名を対象としたアンケート調査を実施し、現在進行中の「第2次うきは市総合計画」の満足度や今後のまちづくりに対する御意見、御提案等を伺っているところでございます。

現在、詳細分析を進めており、その結果については、後日、議員の皆様にもお示しをし、また市のホームページにて公表するとともに、「第3次うきは市総合計画」の策定に反映していく予定としております。

さらに、この取組と併せまして、令和7年5月をめぐりに市民向けのまちづくりワークショップを開催し、市民の皆様の声を直接伺う機会を設けるよう計画をいたしております。こちらにつきましても計画策定に大いに反映をさせていきたいというふうに考えております。

意見聴取以外のスケジュールにつきましては、本年の1月29日から31日まで3日間をかけた上で、現計画の達成度と今後の課題等について担当部署を対象にヒアリング調査を実施したところでございます。

さらに、新年度になりましたら、計画策定に係る審議会、これの委員の一般公募でありますとか、市民アンケートやまちづくりワークショップ等の結果を踏まえた実質的な計画の策定に向けて、協議会において協議が開始されるところでございます。その後、協議会において素案が固まりましたら、パブリックコメントを実施し、多くの市民の皆様のお意見をいただき、また議員の皆様方にも随時進捗状況等を報告させていただきながら、市民の皆様とともに作り上げていく工程で策定を進めていきたいというふうに考えております。

また、計画策定に当たり取り組んだ内容につきましては、適宜、市のホームページ等で市民の皆様にもお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） （1）から（3）まで全て答弁をいただきました。先ほど市民の思いをこの総合計画の中には反映させなければならないと申しましたが、選挙で選ばれた市長の思いを市民の意見を十分聞いた上で、この総合計画の中でどう表現するのかということも重要なことではなかろうかなというふうに思っております。

市長が当選された昨年の市長選挙、3名の方が立候補され、あらゆる機会を通して、それぞれに御自身の主張を市民の皆さんに提示する大変意義のある選挙戦でありました。その中である候補者の方は、第2次総合計画の冊子を片手に、この総合計画を基に施策が練られ、あらゆる事業が展開されていく。総合計画こそが住民の暮らしの基礎となるもので大変重要なものだ。当選したら地域懇談会等を開催して、自分自身が直に住民の皆さんと意見交換をして、うきは市独自の総合計画をつくり上げていく。そんな主張をされており、それを聞きながら私も共感したことを覚えております。そうした姿勢こそが市民協働のまちづくりにつながるのではないかなというふうに思います。もちろん市長も住民との対話は大切になさるお方だとは議員時代から存じておりますし、いろんなどころに出席して意見交換をされている姿を拝見することもございます。ただ、まだ各行政区を回って地域の方と懇談をされているとは聞いておりませんが、今後そういったことをなさる予定はございますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ありがとうございます。幾つか御質問をいただきましたが、まず総合計画について、ほかの方の御意見等もいただいたところでございますが、私自身も第2次うきは市総合計画、これに基づいて現在市政運営を行っているところでございます。御承知のとおり、この総合計画というのは、基本計画の上位計画に当たるもので、いわゆる方針、方向性を示すものだというふうに思っております。ですので、議員が御指摘のとおり、この第3次のうきは市総合計画をつくるのは非常に大切なことだと、そして重要なことだというふうに認識をしております。

一方で、これはあくまでもいわゆる指針方針ですので、高木亜希子議員が先ほど別の件で質問したときの指針方針について少し触れた場面がございましたが、大枠の指針方針を示すのがこの総合計画であるというふうな認識でおります。それについて、個別に必要な計画というのは、個別計画というのがございますので、その個別計画を策定し、そして具体策を打ち立てていくのが私ども行政執行部に課せられた重要な使命であるというふうに思っています。ですので、基本計画、これは最上位計画として重要にしながらも、市民の皆さんの生活に直結をする個別計画でありますとか、具体的な施策、これに対して今後はしっかりと皆さんに御理解がいただけるような形でお示しをしていきたいというふうに思っておりますし、当然議会の中での御議論もいただきながらの施策推進になりますので、議員の皆様からも広く御意見や御提言をいただければと思っております。

また各行政区等を回っての話はどうかということでございます。正直申し上げまして議員の頃は年に4回、浮羽町と吉井町で市政報告会を行っていた身としましては、本当に体があと二つぐらいあれば、ぜひやりたいというような思いを強く持っているところでございまして、私のまだまだ努力が足りない部分かなというような思いでもおります。しかしながら、私もぜひ地域の皆

さん、様々なところに出席をさせていただいておりますが、そうした車座になっていろんな御意見を聞いたり、お話をする機会というのはつくってまいりたいというふうに思っておりますので、私から行政区や各自治協議会の皆さん、また各種のサークル、市民団体等の皆さんのところにお伺いするのもなんですが、ぜひ今は比較的増えてきたんですが、お声がけをいただくことが増えてまいりました。そういった地域の皆さんからのお声がけに何とか応えながら議員がおっしゃられるような機会を大事にしたいと思っておりますし、併せて市民の代表者として選出をされている市議会議員の皆様でございますので、それぞれのお住まいや担当の地域、地区のお話をたくさんお持ちであるというふうに思っておりますので、議員の皆さん方とも懇談を深めながら、そういった市政運営に有効な知見を得てまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 先ほど市長のお話にもありましたけれども、議員時代から市民の皆さんとの対話を注視されてきたというふうに私も思っております。だからこそ市長になられたら、なお一層忙しいとは思いますが、その姿勢を貫いていただきたいという思いから、今回この件を取り上げたわけでございます。

それから総合計画は上位計画で、その下に具体的な計画が立てられると市長おっしゃいましたけれども、一番上位の計画に基づいて、いろんな具体的な計画ができるのでありますから、ここがやっぱり一番基本となるもので、大事にしなければならないという思いは私にあります。ですから、協働のまちづくりの観点からも市民の皆さんの思いを十分に反映した上で、市長の思いも盛り込まれたうきは市独自、自前のものでなければならないというふうに思います。業者に委託という話もありましたけれども、間違っても大部分をそちらのほうに委託をして、ほかの自治体と似たり寄ったりなものにならないように計画策定における過程には、私どもも今後を注視をしていきたいというふうに思っております。

以上で、この項目は終わりにして、3項目、公共事業の発注について伺います。

通告書の（1）にありますように、うきは市営西隈上団地整備事業につきましては、民間の力を活用するPFI事業によって進められ、昨年11月26日に実施された事業者選定委員会の結果、通告書には市外の業者と記載しておりますが、今回通告書が早かったために業者のNEXTうきはさんですか、そちらの構成業者についてちょっと確認がしておりませんでした。正確には市外の大手企業を代表企業とするNEXTうきはが市内の企業グループの評価点を上回り、優先交渉権を獲得いたしました。結果については、PFI事業で行うということを我々議会も承認し、手続にのっとり審査の中で正当な評価が行われたと思っておりますし、また審査の内容についても、担当課より我々議会に報告いただきましたので、私個人、また一議員としては、異論を挟むものではありません。ただ、結果を受けて一部市民の皆さんの中からは、約19億円からの大

型の市内の公共工事が市外の大手企業を代表とするグループに優先交渉権が与えられたことに不安と不満、そして驚きと失望の声が私の耳に届いております。多分、市長のところにも届いておられると推察いたしますが、この結果についての市長の見解を伺います。

(2) の地元の企業を育成するという件についてですが、私自身このうきは市で下請業者ですけれども、三十数年、建設関係の仕事に携わってまいりました。吉井の白壁の建造物、小・中学校、その他いろいろな公共施設を含む建物が地元の建設業者さんや下請業者さん、設計業者さんの努力、創意工夫によって生み出されてまいりました。現在のうきは市の繁栄は、そういった地元の業者さんの存在なくしては語れないものだというふうに思っております。

一方で、仕事が切れたときの苦しみ、経営上の厳しさというところも身をもって分かっているつもりでございます。地元の企業の衰退は、うきは市の衰退につながりかねません。言い方を変えれば、地元の企業を守り育てることは、うきは市を守ることだというふうにも思います。地元の企業を育成することについての市長の見解を伺います。

(3) の質問ですが、(2) と関連するところもあろうかと思いますが、今後の公共施設建設発注についてのうきは市の方針を伺うというものでございます。(1) のところで、私は、今回の結果を受けて、一部市民の方の不安と不満の声が耳に届いていると申し上げましたが、不安というのは、今後の公共施設発注に対する不安だろうというふうに思います。今後の公共施設も今回同様、PFI事業方式を採用していくのだろうか。そうなれば全国展開する大手の企業には、よほどのことがないと太刀打ちできない。これからのうきは市の公共工事は全て大手の企業に持っていかれてしまう。そういった不安ではなかろうかと思えます。公共工事に関わる業者さんは、元請の建設会社だけではありません。内装業者、塗装業者、電気設備、建築資材等々、あらゆる業者さんが関わってまいります。そういった全ての業者さんの今までであった仕事が大手の参入によってなくなってしまう可能性がある。業者さんにとっては死活問題でございます。今後の市内建設業者の行方を左右すると言っても過言ではない。今後の公共施設建設発注についてのうきは市の方針を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま公共住宅の発注について大きく3点の御質問をいただきました。議員が御修正をされましたが、通告書には市外事業者というふうにございますが、御説明あったとおり、市内外の企業グループが正確なところでございます。その市内外の企業グループが優先交渉権を得たことについて、あと2点目の市内企業を育成することについて、こちらにつきましましては関連がございますので、併せて回答させていただきます。

まず回答に当たりまして、先ほど議員から御修正があったとおり、優先交渉権を得た事業者、また次点の事業者ともに市内外に本社を有する企業様のグループでございましたので、そのよう

な認識の下、回答をさせていただきます。

うきは市営西隈上団地整備事業におきましては、先ほど議員からも御説明がありましたように優先交渉権を得た市内外の企業グループが次点交渉権の市内外の企業グループを僅差で上回り、優先交渉権を得たということでございます。今回のこの公募の条件におきましては、公営住宅の建設のみならず、それと併せまして余剰地が発生しますので、その分譲住宅として早期に整備や売却等ができること、また団地の敷地を周辺住民でも有効利用、有効活用できるような利用方法、こちらを提案することも併せて求めていたところでございます。そのような条件の下で今回優先交渉権を得た市内外の企業グループからは、まちづくりのノウハウやアイデアを盛り込んだ魅力的な提案を受けることができました。これにより市全体のまちづくりにおいて、新しい視点や方法を取り入れることができるのではないかと考えているところでございます。

また、次点交渉権となりました市内外の企業グループにつきましても、僅差で優先交渉権を得ることができませんでしたが、PFI事業を実施する上で実施可能な提案を提示していただいたことや、市内外企業グループの事業実施能力、また実現力、これを示すことができたこと、これについては非常に価値のある結果であったというふうに考えております。

従来方式では、市側がまちづくりの観点から敷地の有効活用を考える形となっておりますが、今回のように民間事業者から提案をお受けすることで、より多様で創造的なアイデアを取り入れることが可能になりました。

一方で、このようなプロポーザル方式は、先ほどの高木亜希子議員の御質問の中にもありましたように、参加をする民間事業者に魅力的な内容を提案するための企画力やプレゼンテーション能力が求められ、事業規模や内容によっては、その負担が大きくなる懸念もされるところでございます。今回の結果や、そうした公募型プロポーザル方式の特徴を踏まえて、今後の在り方については、高木議員の答弁とも重なりますが、他の自治体の取組や仕組みなども参考にしながら、市内の事業者がさらに力を発揮できるような提案の要件や育成プログラム、こういったものを検討し、地域経済の発展や地元産業の育成につなげていきたいというふうに考えております。

3点目の今後の公共施設建設の発注方法についての御質問であります。今議員からの御質問の内容を聞いておりますと、民間から提案を受ける今回のようなPFI事業、こういった事業についての発注方法という観点で御説明をさせていただきます。

通常の一般競争入札ですとか、条件付き一般競争入札と、このPFIだとかテーマ型というのは全く別物ですので、今回このPFIの手法等について御説明申し上げます。

今回の西隈上団地整備事業につきましては、PFIの手法を用いて実施している事業でございます。通常の公共事業との違いは、1点目に設計、建設、工事監理、運営等の業務を一括して契約することにあります。2点目が従来のような細かな仕様は定めず性能を満たしていれば、細

かな手法は問わないという点で、民間企業のノウハウ、知見等が活かされるというところに特徴がございます。この西限上団地の事業につきましては、設計、建築、土木、工事監理、あと入居者の移転支援、その他業務というふうに役割を分けまして、複数の企業により構成されるグループを応募の要件としたところがございます。

なお、一つの企業が複数の業務を兼ねることは可能としており、選考の結果につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。これからの公共事業において、民間企業が持つノウハウや独創的なアイデアを取り入れることは魅力ある地域づくりを進めていく上でその重要性は今後さらに高まっていくものというふうに考えております。今後の公共施設の建設発注方針といたしまして、今回実施をいたしました西限上団地整備事業の発注方法や事業内容、そういったものをしっかりと検証を踏まえた上で、他の自治体の取組や先ほど申し上げた指針なども参考にしながらうきは市としての検討を重ねていき、発注に関する条件が整った事業につきましては、民間事業から提案を受けるPFIや公募型プロポーザル方式、こういったものも用いながら、また状況によっては一般競争入札、その他の入札方法、様々な方法を排除せず、様々な形で適用した形で事業者選定に当たってまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 最後の（3）については、今後も今回のようなPFI方式でやっていくのか、そういったところをちょっと聞きたかったところがございますが、最後に状況に応じて一般競争入札も取り入れていくという御回答でございました。

私は、先ほども申しましたように、手続であるとか審査の内容、中身については、異議を唱えるものでありません。適正かつ公正に行われたものだと思っておりますし、また明後日がこの件、第43号議案の採決ですので、その前の質疑で同僚議員から様々な意見が出されるかと思えます。ただ1点だけ建物の構造についてなんですけれども、第2交渉権者のグループ企業のほうはRC、すなわち鉄筋コンクリート構造に対して、第1交渉権を得たNEXTうきはさんのほうは、軽量鉄骨構造であると先月の全員協議会で担当課長より説明がありました。そのときの質疑では、双方とも基準はクリアしているので問題ないということでしたが、比較をした場合どうなのか。私、素人なので軽々なことは言えませんが、一般的に考えて耐久性、耐用年数においては、やはりRC構造のほうの方が優れているのではないかなど。また調べてみますと、そういったデータがあるということも確認をいたしております。ただ資料によると、評価項目①に施設の長寿命化、耐久性への配慮とありますが、この項目での点数に両者の差はありません。耐久性以外にも建物の強度、耐火性、遮音性、必要とされるメンテナンスの頻度など構造によっては違ってくるものだというふうに思います。そして、これは私の意見なんですけれども、審査するに当たっての一番重要な対象部分であるべきだと、こういうふうに考えますが、その点について参考までに実際

に審査された委員の中から代表して副市長にお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） ただいまの御質問についてなんですけれども、数多くの審査項目がある中で、一つの項目として今議員が御指摘の点もあったかと思えます。また、専門的な見地を持ち合わせないと議員さんがおっしゃいましたように、審査員の中にもそれぞれの専門性を持った人間が複数おりまして、全ての委員が今御指摘の点について深い知識を持っていたものではございませんが、専門的な知識を持った方も審査員の中に含まれているというところがございます。

私のほうも議員と同じように、この点につきましては特に専門的な知識というのは持ち合わせておりません。ですので、今細かい部分で御指摘がありました点につきまして、私のほうでどちらか優れている、優れていないというようなことを述べるほどのことはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。ただ、全般を通して審査のプロセスの中で議員さんのほうも正しかったという御判断をされているように、私もこのプロセス、手続方法、あとまた審査員も多角的な立場からいろんな市役所以外の方にも入って審査をしていただいているというところも踏まえて、審査全体としては非常に適正に進められたものだというふうに私個人としては捉えているというところであります。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 分かりました。

それでは、時間もないので、最後にこれ、真偽不明なことを議場で発言をしていいものか迷いましたので、事前に議長に確認したところ、構いませんと許可を得ましたので、お尋ねをいたしますが、先日、あるニュースサイトでうきは市業者選定プロポーザルに重大な疑惑という市政に携わる身としては少しセンセーショナルな見出しの記事を見つけました。これはもちろんこの記事をうのみにしてどうこう言うつもりもありませんし、ここで中身について触れようとも思いませんが、この記事については把握をしておられますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今議員からお話がありましたインターネットニュースサイトだと思いますが、そちらのほうでそういった取上げをされているのは承知をいたしております。そういった御意見等もございましたし、今議員からの様々なお話等もありましたように、市民の皆様からの一部の皆様からのお声等もありましたので、取扱い、特にその疑義を感じておられる、そういったサイト等でも疑義を感じておられる部分につきましては、担当職員等にしっかりと調査をしたり、文書の管理方法であったり、あと審査員の皆さんが文書を閲覧するやり方につきましては、他市の事例でありますとか、担当の部局等ともしっかりと調査をしながら法的な瑕疵がないというところをしっかりと確認をさせていただいた上で、今回第43号議案に御提案をさせていただい

ていることを御報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤裕宣議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 市長から先ほど答弁がございましたけれども、瑕疵がないというところで判断をしたと。具体的な例を挙げて、疑惑を迫するような内容も見受けられます。不特定多数の方が閲覧できるサイトで、こういう記事が出たということは、市民の皆様の中にもこのサイトを見られた方が一定程度おるといふことだと思いますし、見出しだけでこの記事を信じる方もおられるかもしれません。行政として全く無視して明後日の採決に臨むというのは無理があるような気がしますし、またこの件で採決に影響が出るようなことがあってはならないというふうに思います。今ということではなくて、採決の前にこの件について、市民の皆様、それから我々議員が納得するような説明が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、端的に。

○市長（権藤 英樹君） 先ほども答弁をさせていただいたとおり、無視したりしているようなものではございません。そういった御意見があったということは受け止めた上で、私どもとしてでき得る調査を行い、先ほど申し上げたように法的な瑕疵であるとか、取扱いに問題がなかったということを様々な角度から検証をさせていただいた上で、きちんとその意見を受け止めて対応をした上で今回議案として提案をしている。これが私どもが今取り得る皆様、議員の皆様また市民の皆様に対する内容だと、活動だというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） その詳細の内容なりなんなりをやはりきちっと私たちにも説明していただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、6番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時45分から行います。

午後0時32分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、3番、高松幸茂議員の発言を許可をいたします。3番、高松幸茂議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松幸茂です。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。今回は大きく二つ質問いたします。人口減少対策と防災対策についてです。

まずは、一つ目の人口減少対策ですけど、山間部の人口減少対策についてという通告をしております。山間部の人口は、高齢化の進行に伴いまして、減少が進んでいます。10年ごとに半減していき、合併からのおよそ20年間でずっと4分の1になりました。市の面積のおよそ半分を占める山間地域や森林の維持には、住民の存在が重要な役割を果たしています。住民が暮らすことで、水源涵養、防災、景観保持などに貢献し、さらには、観光資源、木材資源、農林産物、癒やしの環境、生物多様性の保全など多面的な機能が維持されています。

そこで1番目です。合併前の浮羽町時代に山間部の人口減少対策として建設された14戸の公営住宅は、現在は他の市営住宅と同様の入居条件が設定されています。本来の人口減少対策のために活用するべく条件を変更する考えがあるのか。

2番目、地域公共交通計画について、通告書には「高齢者が住み慣れた地域に住み続けるために、地域公共交通活性化協議会で審議され計画案が策定されましたが」という文言で通告していましたが、この計画は高齢者だけのためではないので、その部分は取り消しさせていただきたいと思います。その上で、山間部において実効性が期待できるものになっていると考えておられるのかについて伺います。回答は、準備していただいたもので結構です。

それから3番目、居住者の死去や施設入所などにより、老朽化が進む空き家の利活用について、市としてどのように進めていこうと考えておられるのか。

4番目、移住者の皆さんは、単純に人口増加になるだけではなく、地域に刺激をもたらし、活性化に寄与していただいていると思います。その募集と受入れの支援策についてどのように考えておられるのか。

以上、4点について市長の見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま山間部の人口減少に対して、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目の山間部に建設された公営住宅についての御質問でございます。

姫治地区には4団地、15戸の市営住宅を現在有しております。全て公営住宅法に基づき、国の補助を受けて建設したものであり、入居資格や家賃の算定など公営住宅の管理等に関することにつきましては、住宅保護法の規定に基づいて取り扱う必要がございます。このため、優遇措置を設けることはできない状況でございます。

しかし、これまでの取組の中で、山間部における市営住宅の入居条件を法で定められた範囲内で緩和をしているところでございます。具体的には、入居申込時の世帯収入の限度額を通常の市営住宅では15万8,000円としているところでございますが、この金額を山間部の市営住宅におきましては21万4,000円まで引き上げ、入居条件の緩和をしているところでございま

す。また、平地と山間部では環境も違い、利便性が悪い分、平地の市営住宅よりも家賃を安く設定しているところがございます。そうしたことを踏まえ、令和7年1月末現在におきまして、山間部にあるこの15戸の市営住宅につきましては、1か所臨時避難所として使用しているところがございますが、そこも含めて13戸が既に入居をいたしております。残り2戸につきましても1戸は昨年の水害被害者対策により、今年度まで緊急的に御利用いただいております。市営住宅としてはかなり高い利用率となっているところがございます。

次年度から臨時避難所と現在空いている残りの2戸、合計3戸のこの改修を実施をし、新たな入居者を募集する予定でございます。地域の活性化と人口減少対策の両立を図るため、引き続き地域住民の皆様の御意見を伺いながら、努力をしまいたいというふうに考えております。

2点目がうきは市地域公共交通計画の実効性についての御質問でございます。

本計画の策定につきましては、令和5年度に市民ニーズ調査を実施し、今年度は地域公共交通活性化協議会を4回開催し、協議を重ねてまいったところがございます。関係事業者や住民代表の委員の皆様からは、地域公共交通計画の策定に向け、多くの御意見をいただき、しっかりと御議論をいただいたように伺っております。

また、パブリックコメントを実施し、広く意見をいただく機会も設けてまいりました。このような様々な御意見を踏まえながら、計画の最終案につきましては、2月10日の地域公共交通活性化協議会にて御承認をいただきましたので、今回のこの3月議会に上程をさせていただいております。本計画につきましては、市民ニーズに沿った実効性のある計画だと考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、山間部の人口減少は進んでおり、様々な課題が顕在化しております。山間部の公共交通においても、姫治地区における西鉄バス神杉野線の廃線や妹川地区、小塩地区における予約制乗合タクシーの乗車率の低さからくる非効率な運行、高齢者や子供の移送支援などが課題として挙がっております。

これらの課題解決に向け、計画には基本理念と三つの基本方針を掲げ、10の計画事業に沿って今後取組を進めていきたいと示しております。山間部を含め、市内全域を対象とした交通空白地への対応や高齢者や子供、学生など全世代、さらには観光客にも利用いただけるAIを活用したデマンド交通の構築を目指してまいります。また、市内タクシー事業者などの関係機関ともしっかりと協議をし、不足する運転手を確保しながら、利便性の向上と効率的かつ持続性のある公共交通の推進を行ってまいりたいと考えております。

計画の実行に当たりましては、本議会の補正予算にも計上いたしておりますが、スピード感を持って取組を進め、地域の声も十分にお伺いをしながら、地域と関係機関ともに本市に合った新しい公共交通を目指してまいりたいと考えております。

3点目は、空き家の利活用についての御質問でございます。

うきは市では空き家バンク制度や空き家リフォーム補助などの事業により、空き家の利活用を進めております。今年度は、空き家バンク制度の改正を行い、登記が未完了のためにバンクへ登録できないといった課題があったことから登記が済んでいない物件でも空き家バンクに登録できるように改め、登記される方には、新たに上限5万円の補助制度を創設したところでございます。

また、空き家バンクに登録して、売買が成立すると売手には報償金が、自治協議会には協力金が支給されるように改正をいたしたところでございます。また、空き家リフォーム事業費補助金も改定を行い、市民が山間部へ転居をして空き家をリフォームすると補助金の上限をこれまでの30万円から100万円に増額をいたしております。また、転入者の補助金もこれまでの100万円から150万円に増額いたしたところでございます。今後もこれらの制度を継続し、併せて空き家の所有者に対する啓発や広報活動も含め、対策を図っていきたいと考えております。

4点目が移住者の募集と受入れ支援策についての御質問でございます。

移住者を増やす取組は喫緊の課題であると認識しております。これまでのデータを調べてみますと、直近10年間の転出者と転入者の数は、それぞれ約9,800人と約8,500人で、どちらもうきは市の人口の3割を超えている状況でございます。山間部を含めた移住者確保の対策として、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して継続的に複数の隊員を採用し、都市圏から移住してもらう取組を進めておりますほか、Ukiha Business Cafe「U-BiC」において、就労の面を中心に移住支援を行っているほか、首都圏から移住者への移住支援金の支給、移住者への住宅取得に係る補助金の一部引上げなどの優遇措置も行っているところでございます。こうした取組を今後も継続をしながら移住者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 再質問させていただきます。

最初に、山間部の市営住宅についてちょっと数が私記憶してて、記憶で14戸と書いたんですが、答弁では15戸というお答えをいただきました。これは15戸で間違いはないですか。大丈夫ですね。じゃあ、私のほう訂正させていただいて、15戸ということにさせていただきます。

答弁いただきましたが、そもそもなるんですけど、浮羽町時代に人口減少対策として、ここを建てられて、子育て世代が20年間だったですか、賃貸で住み続けたら所有できることになっていたのに、合併後、見直しでほかの市営住宅と同じように条件変更されたというふうに記憶してたんですが、いろいろ優遇は現在はあるようですけども、実際給与が上がったことで家賃が高額になって、そのような高額になるなら自宅を平地のほうに新築して出ていかれた家族もあり

ますし、今度は一方、単身の若い移住者の方で山間部に住まいを求めるといふ方もおいでになります。条件に沿わないからと入居できないというわけなんですけれども、20年余り前から先ほど私申し上げましたが、高齢化と人口減少が極端に進んでまして、地域の維持がもう本当に難しくなっています。一方で、コロナ禍を経て、働き方とか住まい方、生き方を見直して、都会から中山間地に暮らしの場を移したいというような方もおられます。癒やし空間を求めて訪れる観光、観光といふか癒やし空間を求めて、そこで時間を過ごしたいというような方が増えてきたこともうかがえます。

今山間部の市営住宅は、利用状況が、利用率が高いというお話でしたけど、人口の少ないところにとっては、1戸、2戸、居住者の方が入っていただくことは非常に大きいことです。改修していただいて、また募集をかけていただけるといふのは、ちょっとやっとかという気もしていますけれども、大変ありがたいことだと思います。

先ほど申し上げましたけれども、入居条件に、例えば単身の方も入れるように緩めていただくとか、できればもっと来ていただける人が増える。若ければ、そこで結婚、子育ても考えられるということがありますので、そういうことができるならお願いしたいなということです。

例えばですけれども、条件を緩和するに当たって、今度は地域の特性でもありますけれども、いろんな行事の維持が難しくなっています。地域の維持が難しくなっています。そういうのを条件に付け加えるとかいふことをするとか、そんなことを考えるんですが、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 私の見解を述べる前に、前段のほうの内容については、具体的な部分は、まずは建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 住宅の部分のお住まいになられる件でございますが、まず若い人の単身というところができないというのが今の現状でございます。実際のところで、そこを緩和するのかというところになりますが、今のところ、そのところで変えるという部分の予定はございません。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 市長。

○市長（権藤 英樹君） 先ほど1回目の答弁にも申し上げましたとおり、様々な法律的なとか、条例のくくりもありますので、今回いただいた御意見は参考にさせていただきながらも、そうした法や条例に照らしてしっかり検討していきたいというふうに思っております。

あと何よりもニーズが重要だと考えておりますので、例えば姫治地区で複数の単身で転入された方が住む場所に困ってあるとか、そういうようなお話が、特に議員は姫治地区の選出の議員さ

んでございますので、そうしたお声が多数あるようでありましたら、またお声をいただきながら、そうした声が多くなれば、そういった条例の改正等も検討していかなければならないのかなというふうには考えております。

また、過去に住宅の払下げですか、よく分からないんですが、旧浮羽町時代まで遡るのか分からないんですが、そうしたようなお話があったことは私自身も伺い聞いております。ただ、高松議員もよく御承知のとおり、今のトレンドと申しますか、若い方々とかで、住宅を取得される方は、それなりに資金も御用意されて、今御説明申し上げたような補助等を使いながら自分の気に入った古民家だったり、空き家だったりというところにリフォームをかけて、お住まいになられたり、住宅を取得されているというような方が今比較的多いんじゃないかというふうに承知をしているところであります。

一方で、この市営住宅というのは御承知のように、やはり所得制限を設けたり、様々な要件を設けることで所得が一定の方よりも低い方とか、そういった生活的に住まいにお困りになられてる方に住宅を供給することが本来の一番の目的となっておりますので、そうした市営住宅の本来の目的、使途、そういったことも十分に踏まえながら、あと過去の議論もひも解いていきながら、あるべき姿については、今後しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 法の縛りがあること、それから条例だったら変えれますけれども、そこにもニーズに応じてという、ニーズがないのに条例を変えるのもどうかなということだというのは理解しました。

一方で、これは現在ある市営住宅には限らないんですけれども、それに山間部にも限らないことなんですけど、数多くある空き家を借り上げるとか、買い上げるとかして必要に応じてリフォームをして、それを貸す。それが市営住宅になるのか、民間にそういうのを促して民間でやってもらうのか、いろんなやり方があると思いますけれども、こういうことをすれば移住希望者の受入れ、空き家の解消、地域の活性化、一石三鳥、もっとメリットがあるかもしれませんけれども、可能だと考えます。空き家の市営住宅化というのができるなら、それもいいのかなと思うんですが、それについては、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 空き家を市営住宅にするというのは、斬新な御提案をいただきましたので、また私のほうでも研究をしたいというふうに思っておりますが、ただ議員がおっしゃられるところは非常に理解するところです。というのが、やはり空き家が市内平野部も含めて多く点在しているのは承知をした上で、これをどういうふうに活用していこうかというふうな考えを持っているのが1点です。今年度、空き家バンク制度も一部改正をさせていただいて、補助とか使い

やすさを今充実をさせているところです。

一方で、今日午前中に佐藤裕宣議員や高木議員からも御質問を賜りましたが、市営住宅の今後の在り方について、当然これだけ物価高騰や人件費、資材等が高騰している中で、これまでのような集合住宅的な大きな市営住宅を今後建設していくというのは、かなり困難になるというふうに考えています。もう西隈上団地のような集合住宅というのは、今後うきは市の財政力ではなかなか難しくなるのではないかというような思いを持っています。ですので、今議員が御指摘になられたようなある空き家を活用して、もしくは民間である、例えば、もう人があまり住んでなくなっている集合住宅みたいなものを例えば買い上げて改修してそういった住宅に使っていくというようなことは手法の一つとして考えられることだと思っていますので、あとは、これもやっぱりの法の縛り等がありますので、法については少し研究をしてどういう形ならば、今議員から御提案いただいたようなことができるのかについては、研究していきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） ありがとうございます。

空き家の活用については、また次の3番目の部分でまた質問させていただきたいと思えますので、次の2番目、地域公共交通計画についてですが、新川田籠地区では神杉野線、今月末で廃線して、新年度から予約制乗合タクシーが路線不定期運行を開始するという事になっています。路線不定期運行というのは御存じの方も多いかもかもしれませんが、決まった路線、新川田籠では県道のみを不定期というのは予約に応じて不定期的に走らせるものです。路線を決めておくのは、タクシー業者の方の営業を圧迫しないためであろうということ、これは理解できます。

一方、これまでも西鉄バスがこの路線を走っていましたが、その利用が減り続けたことが撤退の主な要因であると思えます。運転手さんの問題もあると思えます。それを考えると決まった路線を走るものでは利用しづらいというのは、これまた明らかだと思います。路線から離れて居住していたり、県道まで近くても急な坂があったりして、歩くのに厳しい方にとっては、ドア・ツー・ドアの交通手段が必要なんですね。計画書には、この地域公共交通計画のこの計画書には、東峰村のドア・ツー・ドアのデマンド交通の例が記載されてありましたが、将来的には、このような方式の導入も期待できるのでしょうか。市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） デマンド交通について御質問をいただきました。

議員が御指摘いただいているとおり、理想としてデマンド交通で今後恐らく全国的に求められるのは、おっしゃられるようなドア・ツー・ドア、いわゆる家のドアまで迎えに来てもらって、病院やスーパーのドアまで送っていただけるというような交通が求められるというような認識は

持っております。

一方で、今東峰村の例も挙げていただきましたが、東峰村に今入っておりますデマンド交通はおっしゃられるようにドア・ツー・ドアのような形に近い乗り物だと認識しております。一方で、本市においては、今議員からも御説明があったとおり、タクシー事業者が3者ございます。そのタクシーの輸送手段がまさにドア・ツー・ドアの輸送形態であります。ですので、タクシー事業、民業を圧迫しない形で、交通モードを整理していくというのは一定必要だと思っています。ですので、本市にはありがたいことにタクシー事業者さんがまだ存在をしています。東峰村はちょっと記憶が定かではないんですが、事業者さんがあるかないか、1者あるかないかぐらいで、御承知のとおり、東峰村は旧小石原と宝珠山で、もう本当に文化も違うぐらいの距離等がありますので、そういったところの中ででき得る手段としてオンデマンド交通のドア・ツー・ドアを実施されているんだと思っています。

それと同様にうきは市においても、既存のタクシー事業者さんと当然タクシー事業者さんに運営していただくんですが、デマンド交通で、じゃあ、デマンド交通にはこういったターゲットの皆さんに乗っていただく。例えば歩いて自分の行政区の公民館ぐらいまで出ていけるぐらいの方には、そこまで出て行って、乗っていただけるような交通モードを用意する。一方で、家の前まで迎えに来てもらわないと足腰がちょっと悪かったりだとか、障害をお持ちだったりだとか、おけがをされてるとかということであるならば、ドア・ツー・ドアのタクシーという交通モードを選択していただくというようなことが今後選択肢として増えていく、考え方が増えていくというようなことが至って本市においては望ましいというふうに思ってますし、その考え方で延長線上に既存にある路線バスだとか、JR久大線だとかも、そういった形で御利用いただけると、このまちの交通モードは豊かなままで、子供たちの代に引き継げるものだというふうに思っています。神杉野線のような廃線を今後市内の西鉄バスの本線で繰り返さないためにも、そのような考え方と取組は今後肝要だと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 交通政策に非常にお詳しい市長でありますので、この辺、先々のことまで見据えていただいて、民業も圧迫しない、市民ニーズにもできるだけ応えられる、そういう交通政策を進めていただけたらいいなと思います。

いずれにしても計画書の事業計画4のところにも挙げられていた住民との意見交換会の開催をこれを充実させていただいて、今後デジタル化も進むでしょうし、AIも進化していくでしょう。交通、車のほうも変わっていくでしょう。そういう交通事情に応じた公共交通が提案されるように、心を配っていただけると思いますので期待しています。

次が3番目の空き家についてなんですけれども、空き家バンクや空き家リフォーム補助金制度

の改善を進めていただけましたことを私もこれまで一般質問で、何度か取り上げさせていただきましたのでよかったなと思っています。空き家の多くは、住まれていた高齢の方が病院、施設、それから子供さんの住まいへ移ったりということで、亡くなられたりする方もおいでですが、その後も家財が残ったまま時々風を通しに来ている状態で、そのままにしているという、そういうところが多いんじゃないかと思われます。そのままにしていれば、徐々に足が遠のき、10年放置すれば住宅としての使用が難しくなると言われています。このようなことを市民の皆さんにしっかりお知らせしたり、それから相続対策としての家の終活を啓発したりする全国組織、一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会というのがありまして、自治体から空き家等管理活用支援法人としての指定を受けて空き家の活用に取り組んでいる、そういう全国組織があります。自治体ごとに、その指定が違います。うきは市にもその支部があります。空き家の市営住宅化というのは簡単にできることじゃないとしても、この法人を支援法人指定することは、自治体にとっても利益になることだと思います。見解を伺いたいです。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） うきはブランド推進課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島でございます。空き家アドバイザー協議会につきましては、全国組織の支部がうきは市にも令和5年に設立をされました。私どもとしましてもこういった官民連携を進めて空き家の活用を進めていきたいと思っております。連携をいたしまして、その活動に取り組んでおるところでございます。空き家アドバイザー協議会のほうでは、そういった仏壇のしまい方であったり、終活の仕方であったり、いろんな取組をする中で、空き家の所有者に、今後空き家をどうしていくかということを考えていただくためのセミナー相談会等をされておられます。うきは市としましても、そちらに参画するなり、広報活動するなり、一緒になって取組を進めておりますので、引き続き連携をしていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 資料に載せているのを説明差し上げるのを忘れておりました。もう最初の前半のところは過ぎてしまいましたので、表面の下半分、1ページ目の下半分にそのことを書いております。このチラシをコピーした部分なんですけど、人の終活・家の終活セミナーということで、3月15日にるり色ふるさと館でやるようになっています。申込みのQRコードもついておりますが、ここには共催としては載ってないのかな。ですが、広報の3月1日号に、私まだ見てないんですけども、載っているそうですので、こういう家の終活に取り組んだほうがいいと思われる方は、ぜひお申込みをいただきたいなと思います。

あまりこればかりに関わるわけにはいかないんですが、最近、民間が投資対象としての空き家に着目しています。見学ツアーなどが活発になってきています。都会の投資家がうきはに限りませんが、田舎の空き家を安く手に入るからと投資対象にする。それを改造して、民泊施設にしたりとか、そういうことをするようなことが事業展開がなされてます。うきはのような御近所との人間関係を大事にする地方のまちで、そんなビジネス感覚を前面に押し出して事業をしているのは、どうかなとちょっと心配をしております。その点、この空き家アドバイザー協議会うきは支部は地元になじむ事業に取り組もうとしている組織です。申し忘れましたがけれども、私も特別会員で入らせていただいております。やっていることをよく存じ上げておりますので、安心できる存在であることを申し添えておきます。

次に、移住者の募集と受入れについて。市長もお話ありましたように、地域おこし協力隊の皆さん、ミッションも持ちながら活動期間が終わった後も定住していただくようなことを望んでいるわけですが、事業が始まって3年ぐらいの間、多分100%ぐらいの方が定住して残っていただいているんじゃないかなと思いますが、その後、ミッションとのミスマッチですぐ辞められた方も存じ上げてますし、目的地を変更してほかへ移られた方もおいでのようです。人の人生ですので、それぞれなので各自の都合で変更されるんでしょうが、今後、協力隊に限りませんが、移住者の受入れに対しては、移住希望されてる地域の情報の発信や受け入れた後のフォローが十分できていれば、こんなこと、転出に至らない場合もあるんじゃないかと考えます。協力隊の受入れはもちろん、移住の問合せにもうきはブランド推進課がよい対応をしておられることは理解しております。全てを市役所が引き受ける必要はないと私は思っています。移住者や移住希望者と地域とのかけ橋となり得る先住の移住者とか、受入れの関係者、自治協などと移住希望者をつなぐということでミスマッチを予防して、お互いにいい関係を構築できるだろうと思います。情報提供には、うきは市もYouTubeを使って情報発信をしていますが、Xの拡散力を、私詳しくないんですけど、これYouTubeより何か強いようで、それを生かして動画も発信できるし、住民の意見を募集して、それを活用してXで発信するようなことをやられている自治体が多数、移住促進に成功しているそうです。そんなのもあって、新年度の組織再編で、秘書広報係が設置予定ですが、市からの広報はもちろんですが、市民目線の意見募集などにも活用するという事は考えられるでしょうか、見解をいただけたら。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、移住者への情報の拡散の在り方について御質問いただいたというふうに思っております。現状は、議員も御承知のとおり、ホームページのみならず、公式LINEでありますとか、あとは対外的にはYouTubeでありますとか、様々なSNSの媒体を通じて情報発信を行っているところでございます。その中でXが有効ではないかというような御意見

をいただきましたので、またこれは、現在は情報政策係が担当でありますので、そういったところにちょっと研究をしていただくということで考えていきたいというふうに思っております。

ただ、他市の事例も少し挙げていただいたんですが、特に高松議員におかれましては、姫治地区に在住されているということもありますから、特に詳しいんだと思いますが、いかがでしょうか、今の中山間地域、また山村地域にお住まいになる際に、それも首都圏とか、そういったところから来られる際に、いきなり例えば田舎だとか、新川の空き家のところにすっと入っていただくというよりも、これは私の個人的な考えではあるんですが、せっかくこの平野部が様々な田舎ながらに便利なものがそろっていたり、住みやすさもありますので、一旦こうした協力隊の皆さんも比較的そのような方が多くて、一旦協力隊になれば住居等がありますので、そういったところに市内の町なかに住んでいただきながらミッション等を通して必要であれば、姫治地区のほうに移住をされる、また空き家を求められるというような方もこれまであったかと思いますが、そのような感じでちょうどこのまちはそういったのに適しておりますので、大都会から来ていただいたら一旦ワンクッション的に町なか、吉井や浮羽町の町なかに住んでいただいて、そこで様々な、このまちのことをもっと知っていただく。そしてXやSNSもいいんですが、直接人と人と触れ合ってお話を聞いていただくのがこのまちの人の魅力を一番感じていただけたところだと思っておりますので、そういったことを通じながら、私には小塩が合ってるなとか、私は妹川に住みたいというような方が出てくるのがマッチング的には一番好ましい形だと私は考えておりますので、ぜひそういった形にとれるような施策について今後考えていきたいと思っておりますし、具体的な取組はうきはブランド推進課のほうとも話をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） よい方法をいろいろアイデアもおありのようですので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

もう一つだけちょっと付け加えておきたいです。空き家活用と移住者の受入れの合わせ技というところで、高知県の話なんですけど、「空き家は高知を救う」というキャッチフレーズで定住促進住宅というものをつくっています。これいろいろな地域で、国交省の制度で各地の市町村、どこでもできる。中堅所得者層の地方移住に活用されているようです。その目的は、地方移住、地域間交流、二地域居住とかだと思えます。田園居住の促進、優良賃貸住宅の整備、木材利用優良住宅整備、移住者同士や地元住民との交流の場づくりなんてことで、定住促進住宅というものがありますので、こういうのもちょっと調べて研究していただくといいのかなと。これは情報提供だけです。

ちょっと時間も少なくなってきました。大きな二つ目の質問にいかせていただきます。防

災対策についてです。

気候変動によってうきは市でも土砂災害、大雨の浸水被害が増加してきました。また地震は、いつどこで発生するか分かりません。大規模地震の発生頻度は、よそでは頻発しています。

1 番目、大雨被害への対策の一つとして、赤色立体地図を活用してはどうでしょうか。赤色立体地図については、この資料の 2 ページ目に示していますが、後ほど簡単に説明します。

それから、現在のハザードマップは、主要河川の氾濫を想定して市街地のほとんどが浸水するとされていて、最近頻発している内水氾濫や支流の氾濫には不十分じゃないかと思います。河川、水路ごとの越水を想定した浸水予想図の作成の考えはあるでしょうか。

3 番目、2005 年の福岡西方沖地震からもう 20 年が経ちました。あの地震は、警固断層の海側がずれ動いたために起きた大きな地震でした。陸側のずれも、いつでも起き得ると思わなければなりません。大規模地震に備えるため、住宅の耐震診断と耐震補強への補助の充実を行う考えはあるでしょうか。

以上、3 点について市長の答弁を求めます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま防災対策について大きく 3 点の御質問をいただきました。

1 点目が大雨被害への対策の一つとして赤色立体地図を活用してはどうかとの御質問でございます。赤色立体地図は、航空レーザー計測で得られた地形データを従来の等高線のように線で表す手法ではなく、赤色の彩度と明度を使って面で表現をしたもので、地形が詳細に立体的に表現される点に特徴がございます。赤色立体地図では、傾斜が急な面が赤く、尾根は明るく、谷が暗くなるように表されることから、実際の現地の地形状況を見た目どおりに表現することができるものでございます。しかしながら、赤色立体地図は、地形や傾斜は分かるものの、それだけで過去の土砂災害などが判別できるような地図ではなく、その地図を大雨被害への対策に活用するためには、かなり詳細な分析が必要だと考えております。

一方で、現在、大雨等による土砂災害のおそれのある場所については、福岡県が現地調査等を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域を指定しており、直近では令和 4 年に更新がされたところでございます。その情報は、令和 6 年 5 月に全戸配布した市のハザードマップにも記載されております。

それに加え、福岡県が改めて航空計測も行い、その調査により判明した今後、土砂災害警戒区域指定の可能性のある箇所が令和 6 年 5 月に県のホームページで新たに公表をされており、今後令和 15 年度までに現地調査を終え、順次新たな土砂災害警戒区域が公表される予定となっております。

今後につきましては、県が公表しているそうした土砂災害警戒区域や、これから新たに追加さ

れる土砂災害警戒区域の情報を基に地域での防災講習会やフィールドワーク等の防災活動を通じて大雨被害への対策に取り組んでいくとともに、赤色立体地図の活用についても、今後検討、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

2点目が河川、水路ごとに越水を想定した浸水予想図の作成の考えはあるかとの御質問でございます。本市のハザードマップの浸水想定区域は、国土交通省並びに福岡県が作成をした想定し得る最大規模の降雨、これに伴う洪水により国営河川、県営河川が氾濫した場合の浸水する範囲、浸水域と浸水の深さ、こちらを示したものでございます。それぞれの浸水想定区域を重ね合わせて、各地点で一番深いものを示しているのが現在のハザードマップでございます。国営河川、県営河川ごとに浸水想定区域図がホームページに公開をされておりますが、市営河川や小さな水路ごとに浸水想定区域をこれまでに調査したことがなく、作成するには多額の費用と時間が必要であることから、現在、議員が御質問されている部分につきましては、作成をする予定はないのが現状でございます。

一方で、議員が御指摘をされているとおり、現在のハザードマップにおいても市街地の多くは浸水想定区域となっております。国や県と連携をしながら、河川工事やしゅんせつ工事を進めているところではございますが、越水が発生するような大雨や台風は、あらかじめ雨量の予想がつかますので、市民の皆様方に対しましては、氾濫の危険が高まる前の早めの避難や避難経路、避難場所の確認をするよう、防災訓練や防災講習会等で十分に周知を行っていきたいと考えております。

3点目が耐震診断と耐震補強への補助の充実についての御質問でございます。本市における耐震改修補助制度は、昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅が対象となっております。耐震診断補助は、木造住宅耐震診断費補助金を活用し、福岡県が支援する耐震診断アドバイザー制度を利用した住宅所有者に対して、個人負担金6,000円もしくは3,000円のうち、低額の3,000円を補助しております。

また耐震改修工事は、木造住宅耐震改修事業費補助金を活用し、設計監理費を含む改修工事費に対して補助率が50%、補助限度額が80万円を限度に、これを補助しております。これまで申請があった耐震改修費用の実績は、140万円から180万円程度である事案が多うございました。また近隣自治体のこうした耐震改修工事の補助限度額を調べてみますと、近隣市町村、おおむね60万円を限度額としていることが分かってまいりました。そうしたことを踏まえますと、現在本市の補助額については、一定充実しているものであるというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） それでは、再質問させていただきます。

まず赤色立体地図についてなんです、市長が説明していただきましたが、私の資料も2ペー

ジ目の上半分がそういうものになっております。真ん中辺に、緑色の航空写真、それから赤色の赤色立体地図、見比べていただきますと、これ田主丸の竹野の災害のときの最上部の部分のものです。緑色の航空写真のほうの一番最上部のところ、白く見えているところがもう地面がむき出しになっているところ、それと同じ部分、同じような位置関係で、右側の赤い写真でも同じようにえぐれているのが分かります。その赤い写真の左側のほうを見ていただきますと、ちょっとこれ同じようにえぐれてるように見えるところがあるんですね。ところが左側のこの森の上空から見た写真では、ちゃんと木が立っていると。こういうのを見ますと、過去に災害が起きたところがこの赤色立体地図では分かると思われる。ただ、これ断言はできないんですよ、昔ここで災害が起きたというのを見たわけじゃありませんから。なので、ちょっと専門家じゃないので断言はできないんですけども、それに土地所有者の方からは、そういうのを言ってもらって資産価値が下がるというクレームも予想できますから、この取扱いには慎重にならざるを得ませんが、ここは市民の生命と財産に関わることであり、それからまた、ちょっと調べ切れなかったんですけども、国交省も土地取引における危険箇所の告知については、業者にはしっかり告知義務をつけてるんですけど、個人間だとどうなのかというところをちょっと調べ切れなかったんですけど、資産価値が下がるとはいえ、現実問題として隠すべきことではないと思います。市長も県が令和15年度までにハザードマップの更新に取り組むとお示しくださいましたが、大雨災害が頻発する現状では、県の発表を待つのもどうかとも思いますし、県のホームページで指定される可能性があるところが公開されているということも聞きましたが、さっきからこれで見ようとしてるんですけど、データが重たいのか、まだ開かないんですね。これうきは市の部分だけそこをもらってきて、市のホームページでアップするわけにはいかないでしょうか。ちょっとそこを見解を伺いたいです。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今2点ほどいただいた中で、まずは、後にいただいた部分については、まず市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。よろしくお願いたします。

先ほどからもありますように、令和6年の5月に県のほうでホームページで公開をされております。こちらにつきましては、同じように航空レーザーを当てまして3D化されて、新たな土砂災害警戒区域が指定されるかどうかの範囲が示されております。こちらの場所については、県のホームページにあるんですけども、市のホームページに載せることは難しいと思うんですけど、リンクを貼ることはできると思いますので、その辺りちょっと検討したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 先ほどの分はそういうことですので、多分データが相当重いと思います。航空写真を使ったり3Dとかなので。ですので、Wi-Fi環境のいいところでやっていただければと思います。

もう一点おっしゃられるように、今本当に激甚災害が毎年のように頻発化をしている中で、時間をかけられないというところは議員のおっしゃるとおりだと思っております。今回御提案をいただいた赤色立体地図、また県のデータ等も十分加味をしながら本市の防災対策・減災対策については、有効な取組を進めてまいりたいと思っております。私個人としては、もう一点お金をそんなにかけずにやれるべきこととして、郷土史の活用だと思っております。御承知のとおり、それぞれの皆さんのお住まいの地域には、神社やお寺さんとかに江戸時代とかひも解ける時代、遡っての様々な、ここではこういう災害があったとか、川に流されるようなことがあったとか、大きな火事があったとこれだけの範囲が燃えたとか、そういうものがたくさん残っていると思います。そういったものを地元地元でひも解いていただきながら、やっぱりいまだにこの川のこの辺りというのはやっぱりちょっと低いよねとか、こういったことは注意せないかんよねと、やっぱり逃げるべき道はこっち側のほうが安全だよねというような、いかがでしょうか、今妹川地区とかでやっていただいているような防災フィールドワークみたいなことを各行政区単位ぐらいでお取組をいただきながら、その中にしっかりと先人たちが残したそうした郷土史、歴史等も踏まえながら、取組を進めていく。そして新たな知見で今用いられているこうしたデータ等も併せながらそれぞれの地域にお住まいの皆さんが御自宅の2階に避難をしたほうが安全なのか、それとも何かしお近くの集会所等に集まるのが安全なのか、そういったことを考えることができるような機会、妹川地区は今先進的に取り組まれていますので参考にさせていただきながら、これを市内の各自治協議会や行政区等でお取組ができないか、そういったことも今後検証しながら進めていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 2番のところとも関連することだと思います。それぞれの地域で内水氾濫が2番なんですけど、含めて山間部だけじゃなくて、それぞれの地域で大雨が降ったとき、ここではこういうことが起こり得るというのを想定した、地域でのお話をぜひやっていただくように、これは行政主導でやっていただくのも大事ですし、それぞれの行政区単位に呼びかけていただいて、それぞれのところでやっていただくっていう。

ちょっと関係するんですけども、私これまで一般質問で度々うきは市内の防災士のネットワーク構築を呼びかけてきました。ようやく担当係の御協力もあって組織が立ち上がろうとしています。まだ途中段階なんですけれども、私も参加して市民の防災意識の向上に微力ながらもお役に立ちたいと思っております。防災については、もうしつこいと言われるでしょうけれども、引き

続き働きかけてまいりますので、よろしく申し上げます。

次が耐震診断と補強についてなんですけれども、耐震診断とか耐震補強の対象にされるのが昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅ということで、これ市の建設課のパフレット「あなたのお住まい大地震大丈夫？」というのの中に耐震診断、料金6,000円、これに3,000円補助があるということですのでよろしいですか。これでは6,000円と載っています。これにさらに3,000円の補助がある。それから耐震改修工事費、市長答弁にありましたように、ほかよりもたくさん補助を出すようになっていきます。ただ、こういうデータもあります。これは能登半島地震のときに、構造物の建築時期と、それから崩壊の様子を調べて作ったグラフなんですけれども、昭和56年（1981年）以前のものですと、倒壊したのがおよそ20%、一番下が赤い色が倒壊したものです。それから平気だったのが一番上の青い色12.5%、昭和56年以降でも2000年までに建った建物は、5%余りが倒壊しています。平気だったのは26.5%、一方、2000年というのがまた木造住宅の耐震基準が変わったわけじゃないんですけれども、「木造建築物の接合部の仕様」というのが出されてきて、その後の建築物の倒壊率は左から3番目ですけれども0.7%、赤いところがほとんど見えません。平気だったのが65.5%なので、2000年以前の建物も対象にしてこういう診断をしたりとか、補強、金物をつければいいだけだったりしますので、これは建物によって様々ですけれども、こういうことも検討していただけるといいなと思います。

それから、ついでにですけれども、以前申し上げたんですけれども、伝建地区の建物というのは瓦屋根、重たいんですね。非常に大きな地震が起きれば倒壊の危険が高いです。ですから、そういうところにお住まいの方には、耐震補強に物すごいお金なんてかけられませんから、せめて寝室に、昼間だったら何とか行動できますけど、寝てるときにはくしゃっといってしまうので、せめて寝室には強いフレームを持った耐震ベッド、こういうのが開発されていますので、そういうのを補助金で入れていただけるような、そんなことも検討いただけたらなと思いますので、これちょっともう時間がなくなってしまうので、提案だけとさせていただきます。終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、3番、高松幸茂議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。再開は15時ちょうどです。

午後2時46分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。これが本日最後の質問になります。

次に、7番、野鶴修議員の発言を許可をいたします。7番、野鶴修議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 本日最後となります。大変お疲れのところかと思えますけど、最後まであと1時間御辛抱いただきたいというふうに思います。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書にのっとり、質問いたします。今回、私自身初めて樋口教育長のほうにも質問を行っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは質問に入らせていただきます。

まず1点目は、うきは市内中学校部活動の地域移行についてであります。

御承知のように、文科省は中学校における部活動、運動部活動について、令和3年度より予算事業として地域運動部活推進事業2億円を新設して、休日の部活動の段階的地域移行や、合理的で効率的な部活動を推進するという方針を出しております。部活動の在り方に関する総合的なガイドラインとして、生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すというふうになっております。生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めることが必要だと言っております。そこで質問です。

このうきは市において、両中学校における部活動の在り方について、地域との協働・融合性についてどう考えているのか、教育長のほうにお尋ねしたいと思います。

2点目であります。子供の減少により、両中学校においては、部活動が成り立たない部分もあると聞いております。少子化が今後ますます進む中、部活動の維持や存続を図るため、両校合同における部活動の在り方や、1点目で述べましたように地域移行について、今こそ今後の方向性を具体的に示す時期だと思えますけど、これにつきましても、教育長の所見を伺いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 一つ目の市内中学校部活動の地域移行について、大きく二つの御質問をいただきました。1点目は、中学校の部活動の在り方について、地域との協働・融合について、2点目は、両校合同部活動の実施や地域移行についての今後の方向性につきましては、関連がございますので、併せて回答いたします。

うきは市では、令和6年2月にうきは市中学校部活動地域移行推進協議会を組織し、部活動コーディネーターを中心に、両中学校の合同部活動の調整や、先進地や近隣市町村の部活動地域移行の状況、課題等について協議を行っております。大学や実業団スポーツクラブ等を有する自治体においては、休日の部活動の地域移行が進んでいる状況が見られますが、うきは市においては、生徒、保護者のニーズ、運営母体をどうするのか、指導者の確保等の課題があり、早急な地域移行は難しい状況であると思っております。しかし、現在、剣道部、柔道部、軟式野球部は、両中

学校の合同部活動として、練習や試合に取り組んでいます。来年度も継続して合同で取り組む予定です。併せて、令和7年度当初予算に、部活動指導員報酬等を新たに計上させていただいております。市の会計年度任用職員である部活動指導員の導入により、顧問がいなくても部活動の実施ができ、試合等への引率も可能になることから、地域移行への取組の大きな一つになると考えております。また、外部指導者も継続してお願いし、指導者の確保にも努めてまいります。今後、国や県、近隣市町村の動向を注視しながら、部活動の地域移行へ向けた協議や取組を行ってまいります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今回私がこの部活動の地域移行についてということで、なぜ一般質問したかと申しますと、実は先日テレビを見ておりまして、宗像市の中学校、宗像市には中学校がたしか6校あると聞いております。それと義務教育校が1校と。この中学校の部活動が地域クラブ活動に全面的に移行するという報道を目にしてこのことについていろいろ調べたわけでありまして。宗像市では、子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、学校の部活動改革を推進し、令和9年9月までには部活動を全面的に地域移行に完全実施するという方針をはっきりと打ち出しております。今日、私初めて今の回答で知ったわけですけど、うきは市におきましても、令和6年2月にうきは市中学校部活動地域移行推進協議会というのが設置されておるということは、今回質問前までは私のほうも承知しておりませんでした。うきはのほうも少しずつやっぱり進んでいるんだというのは改めて感じておりますけど、宗像市のほうにおきましては、令和4年5月に部活動関係教員の代表者、市のスポーツ協会、県教育委員会、市の教育委員会の代表者に、それに有識者を入れて10人で構成する中学運動部活動改革検討協議会というのが設置されております。そして地域移行に向けてのスケジュールや必要な受皿とするクラブなどの方針をその中で作成していると。またその組織だけじゃなくてその下部組織として運動部活動検討協議会ワーキング会議というのも設置されておりまして、そこでは、現場指導者が集い、具体的計画づくりや調査研究を行ってきたというふうに、その中で言われております。その後、そのワーキング会議の中には、文化協会、市PTA連合会代表者、そういった方たちも加わって、やはり今言いますように段階的に地域クラブ活動へ移行するという方針を具体的に定めております。

今回私が言いますようにうきは市のほうでも昨年の2月にできて、今検討を重ねておるということですけど、やはりまだうきは市におきましては、何ら具体的な方針、いつ頃までにどういうふうにしていくというのが全く私たち議会のほうにも示されておりません。そういう中で今、全国的に地域移行が言われておるわけですけど、どんなふうになってるんだろうかという、やっぱり不安があるわけでありまして。そういった意味におきましては、やはりいつ頃までをめぐるとい

うふうな、そして具体的なスケジュール、どういうふうにやっていくのかということをごひとも早急に、まず出していただきたいというふうにも思っております。

それともう一つ部活動の地域移行についてですけど、やっぱり部活動を地域移行するということは、子供たちのスポーツや文化活動を継続するだけではありませんで、今一番言われている教職員の働き方改革、これにも大きな効果をもたらすというふうなことが文科省のほうの方針の中にもあります。毎回一般質問で8番議員さんのほうから、教職員の時間外労働の実施について質問がなされていると思います。やはりそういったことに対して、具体的に取り組むということの一つの方策として、中学校における時間外労働の大きな要因というのは、部活動にあるというふうに言われておりますので、やっぱりそういったことも含めた上で、具体的な検討をお願いしたいというふうにも思っております。

先ほどの回答の中にありましたように、この部活動指導員の予算ということで、今年3月の今回後であります予算特別委員会の中の予算書を見ますと、250万円と大幅に増加しています。これは大変やっぱり評価するに値するなというふうにも思っております。しかしながら、やっぱりそこだけに頼っておったら、根本的な解決にはならないんじゃないかなというふうにも思うところがあります。やっぱりどんどん子供たちが減ってきております。そういったことを考えた場合に、やっぱり将来的に残された生徒たちがスポーツや文化芸術を学ぶ場、そういった環境を整備するためにはやっぱり根本的にこの地域移行をやっぱり具体的に検討すべきではないかなというふうにも思っております。この辺について、再度、教育長のほうのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） ありがとうございます。宗像市の例が議員のほうから出されましたけれども、県内60市町村、進み方は非常にばらばらでございます。進捗状況はばらばらでございます。当初、議員の説明の中にもありましたが、令和4年12月にスポーツ庁と文化庁から、地域クラブ活動の在り方のガイドラインが示されて、一気に地域移行という話が進んでいったわけですけれども、当初は令和5年から3年間かけて、令和7年度までに土日の部活動の地域移行を進めてほしいという国の計画でしたが、今、令和6年度が終わろうとしておりますが、なかなか厳しい状況に福岡県内でもあるということで、先ほど説明いたしました、推進協議会を組織を立ち上げて自治体が県内でも半分の30でございます。なかなか先ほどの答弁の中にもありましたが、大学を抱えてるとか、いろんな条件で非常に容易に進むところとそうではないところがあるようです。地域によっては、もうこういう地域移行の話がなくても、もう地域クラブが非常に盛んな地域は中学校の7割、8割はもう地域クラブですよという地域もございました。そういう先進地域の話もありましたが、議員が御指摘のように、今後どうするんだという見通しを持つ

てくれということで、先ほどの国の計画としては、令和7年度までに土日の部活の地域移行をということで、これが12月に地域の状況を自治体の進捗状況を国が把握して、やはりその状況を踏まえて、さらに今後3年間、令和8年・9年・10年で、この3年間で土日の部活動の地域移行を進めてほしいと。併せて平日の部活も進めてほしいと。この8年間の3年間で土日は少なくとも仕上げるようにと。その後3年間で平日も地域移行を進める。そういう国の移行の計画がございまして、それに乗って推進協議会では、それを基に計画を立てているところでございます。今後、先ほど答弁した中にもありましたが、現在、幾つかの部活動が二つの中学校の合同部活動、もしくは拠点校方式といいまして、中体連では、団体戦と個人戦がある部活は拠点校方式という部活のやり方が認められておりまして、うきは市の場合は、剣道部と柔道部がこのやり方で合同で練習をしているということです。合同部活は、もう団体戦だけですので、軟式野球と吹奏楽部と、今こういう合同で拠点校で一緒になって部活動に取り組んでいると。これがひいては、やはり一緒に部活動を行う。そしてここに地域の指導者が入るということで地域移行を1つずつ進めていこうということ。そして先ほど申しました部活動指導員、こういう方を配置することが今後できますので、こういった人を指導者としてつけていけば、地域移行が1つずつ進んでいくという計画で、今取り組んでいるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） よく分かりました。一応令和8年・9年・10年と、一応3か年における方針が示されておるということですので、ぜひともうきは市においてもその方針に乗り遅れないように、きちんとした具体的なスケジュールを今後示していただきたいというふうには思っております。

それと、また後で回答いただきたいと思うんですけど、先ほど言いましたうきは市中学校部活動地域移行推進協議会、先ほど私が宗像市の例を出して言いましたけど、結局、私この部活動の地域移行については、正直なところ学校教育だけの問題ではないと。後でちょっと市長のほうにも質問するように予定しておりますけど、やっぱりこれは、市と地域と学校と教育委員会、それにやっぱりそういった保護者、こういった方たちの連携なくしてはできない問題であるというふうにも思っておりますので、その辺についてはまた後で市長のほうに質問したいと思います。

それで、今教育長のほうから回答のありました中学校の部活動の合同であります。令和6年5月段階で浮羽中学校の部活というのが17部、吉井中学校が17部あるという報告を先日受けております。部活の中身は若干ちょっとずれがありますので、実質同じ17ということではないんですけど、そういう報告を受けております。その中で先ほど回答ありました軟式野球部、剣道部、柔道部については、既に合同で部活動を実施しているというようなことも話を聞きました。私はその報告書を見た限りにおいては、それ以外にも、例えば女子バレーボール部、陸上競技部

については、浮羽中にしかありません。吉井中にはありませんでした。卓球部においては、吉井中には女子卓球部がないと。浮羽中だけが男女があって、吉井中は男だけというふうな、それに先ほど言いました吹奏楽部においても非常に浮羽中学校は人数が少ないというふうな、こういった状況になっております。それでやっぱりこういったところも含めて、今、三つの部活については合同で既に実施しておると言いましたけど、やっぱり令和7年度においては、もっとこの枠を広げて、もっと活動できないものかなと。ただ、それにはいろいろなやっぱり今言うように問題もあります。子供たちにとっては、もう部活がなければ地域ですと。今聞いておりますと、サッカー部とか野球部、そういった子供たちについては、もう学校の部活じゃなくて地域のほうに入っているというふうな話も。ただ、やっぱりどうしてもどんどんそういうふうになっていくには、やっぱりそういったところの受皿をきちんと整備してやる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、今後中学校の部活につきましては、ますます少子化が進んでおりますので、今言った部活のみならず、もっと部活動をしていく中においては厳しい状況があるかと思えますけど、そういった点についても、今後具体的にもっと枠を広げていく考えがあるかどうか、まず教育長のほうの回答をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） ありがとうございます。先月もこの推進会議を行ったわけですが、そこで来年度に向けてということで、まずは、それぞれの中学校の生徒数に見合った部活動にやっぱり集約する必要があるということ、そして合同である合同部活をする拠点校部活をするということをまず第一段階で、さらに進めましょうということを確認したところでございます。片方にあって片方にはないという、ただ片方に1人か2人だから合同部活で、これは生かす部分もありますし、なくすという選択もやっぱり今後考えていかないといけない。それを合同部活、拠点校部活ということをしてさらに進めていくということが第一段階で確認をしたところです。

それともう一つは、やはり指導者の問題でございます。指導者はやはり募っていかないと、この合同部活、拠点校部活をしたものを議員がおっしゃるように、いつまでも学校から離れないということでは、目的の一つは達成しませんので、やはり地域での指導をやられている指導員の確保を今後進めていくということにしております。それが二つ目でございます。

あとは活動場所だったり、合同部活拠点校の部活をすると、移動手段が問題になりますので、そういう移動手段をどう保障していくのか、公的に保障できるのかどうかとかいうことも早急に検討をする内容でございますので、幾つも課題はございますけれども、1つずつ進んでいく覚悟でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） よく分かりました。先ほどから言いますように、学校の合同部活動についても、まずは土日、休日の部活動、その辺からやっぱり手がけていって、もっと幅を広げていって、平日の部活動等についても合同でやれるところはやっていくと。これには先ほど教育長の回答にもありましたように、中体連との絡み、そういった問題もいろいろ出てくるかと思えますけど、そういったことを含めて福岡県全体で取り組んでいけば何とかなるのではないかなという気がしますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、関係する今度は市長のほうにお尋ねをしたいと思ひます。

先ほど宗像市の例を出しましたが、こうした部活動の地域移行を進めるに当たってはやっぱり受皿づくり、そういったものが必ず必要に、これが一番大きな問題ではないかなというふうに思っております。宗像市は、宗像アカデミーを設置して地域移行がスタートしたというふうに聞いております。運営については、ラグビーをはじめ、スポーツイベントの企画、運営や国際交流事業を通じ、幅広い指導者ネットワークやスポーツ教室、クラブ運営の高いノウハウを持つ株式会社グローバルアリーナというところに委託しているというふうに、これもネットのほうにきちんと載ってますので、すぐ調べることができるかと思ひます。

このうきは市みたいな小さな自治体におきましては、なかなか宗像市などとそういったところを比較されても経営が成り立たないというふうなところを思ひつかもせれません。しかしながら、本気でうきは市が何とかしようというふうにかえた場合に、うきは市は体育協会も非常に充実しております。歴史もあります。ましてやラグビーにいたっては、ルリー口福岡というプロのスポーツ競技団体、これが身近に存在しているわけでありまして。このルリー口福岡がいわゆるノウハウ、そういったものを学びながら、スポーツや文化芸術団体の代表者がそこに集って一緒になって検討していけば、うきはアカデミーじゃありませんけど、そういったものの設置ができるのではないかなというふうに思ひしております。そのためには、このうきはアカデミーなるものの検討委員会、これはもう学校教育の範疇を超えて、市のほうでやっぱり具体的に立ち上げるべきではないかなというふうに思ひますけど、この点市長はどのように考えるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 宗像市の宗像アカデミーの例を取ってお話をいただいたところでございます。宗像アカデミーにつきましては、グローバルアリーナを中心にいろいろやられていることは十二分に承知をいたしております。議員も御覧になったホームページ等を御覧いただいて、これまでのその歩みを見ていただくと分かるんですが、大本は御承知のとおり、宗像市はサニックスさんがございまして、サニックスさんの人材育成、あと子供たちの将来を育成するという高い企業理念の下で財団化したものでございまして、創業者やサニックスの関係の皆さんのかなり物

心ともに力添えがあってこのようなすばらしい取組をなされているものだというふうに思っています。そのサニックスさんの流れをくむラグビーの選手たちが今一部サニックスさんがラグビー部を閉じられて、その後にルリー口福岡に在籍をしている選手も多うございますので、そういったサニックスさんが持っている知見であるとか、考え方、そういったものは、ルリー口の選手たちにも脈々と受け継がれているものだというふうに思っています。ですので、議員が御指摘をいただいているように、まず一つは地域の大きな財産として今ルリー口福岡が本市を拠点に活動されております。ラグビーにとどまらず基礎体力をつくることであるとか、当然運動能力の高いプロの選手が在籍をしておられますので、そういった方々をこうした中学生の部活動の指導員、また地域スポーツクラブの指導員に迎えることは非常に有効なことであるというふうに考えております。

また後ほど野鶴議員からラグビータウンプロジェクトについても御質問いただきますが、今回ラグビータウンプロジェクト推進係、いわゆるルリー口福岡を支援するような担当の部署を生涯学習課のほうに移しております。まさに、機を捉えるというところではないかというふうに思っています。今、野鶴議員から御提案、御指摘、御提言をいただいたようなことも含めて、このルリー口福岡の活用については検討してまいりたいというふうに思っております。

あと野鶴議員から御発言をいただいた中で、まさにおっしゃるとおりだなというところがもう一点ございました。そこについては、やはり市長部局、教育長部局、そして地域、しっかりと横断的に横串を刺した形でこの部活動指導員、また地域移行の在り方について考えなければならぬというふうに思っております。と申しますのも、先ほど教育長から説明がありました推進協議会、このメンバーなんですが、現在この推進協議会の委員をお務めいただいているのがスポーツ協会の代表者の方、あとスポーツ推進委員会の代表の方、あと有識者の方も入っておられますし、そのほかとして両中学校の保護者の代表でありますとか、校長先生でありますとか、あとは中体連や中文連の担当の先生方、教育長と、あと市役所からは生涯学習課長、学校教育課長が入っているというようなメンバー構成であります。もう議員もお気づきだと思いますが、教育長部局に関わる皆さんばかりというようなことと、あと先ほどの他市の事例等でいきますと文化協会とか、そういった一般の方で文化等に精通をされていらっしゃる方、またそういう文化サークル等を運営をされている方々が入られていない状況であるんじゃないかというふうに思っています。例えばこういうところに、今後は生涯学習課の中に入ってまいります、ルリー口福岡の担当であるとか、あとは地域というところであれば、コミュニティを管轄しております市民協働推進課であるとか、コミュニティ支援係であるとか、そういったところが入ってきてもいいのではないかなというように認識しております。これは令和6年2月に設立されておりますので、ここまでは私の意が入ってないところなんですが、今後、今回野鶴議員からいただいた御意見、また他市の事例等も

参考にしながら、そういった思いを持って、こういった協議会についても種々検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 市長の心強い発言があつて、非常にうれしく思っております。やはり子供たちがスポーツや文化芸術、そういったものを自由に学べる環境づくりというのは、今後、やっぱり私たちがつくってあげなければならない。そのためには、やっぱりどうしても地域を巻き込んでいかないともうこの学校の部活動というのは、学校だけの問題ではないという、やっぱりそういった時期に来ているのかなど。だからこそ文科省も後ればせながらもそういった方針を出してきてるし、それがまだ進んでいないという、それだけ非常に難しい問題が多いということも十分理解します。先ほど教育長の回答にもありましたように、練習するとなれば練習時間の問題、練習場所の問題、そしてさらには指導者の問題、それにやっぱり保護者の負担がいろいろなところばかりではありません。地域移行したら、保護者の負担が増える、金銭的な問題から、送り迎えの問題、そういったものも含めて保護者の負担もかなり今までの中学校に任せっきりの部活動からは相当保護者負担が増えてくるというふうな話も聞いております。やっぱりそれらを片づけていかない限りは、これは前に進みませんし、1年、2年ですぐにできる問題ではないというふうに感じております。

今年度、浮羽町域におきましては、学校再編、学校のあり方を考える検討委員会が設立されております。そういった中で、やっぱりこの浮羽中学校の問題もその中に入ってくると思えますけど、そういったところの部活の問題、そういった中においては、こういったことを切り離して考えるのではなくてやっぱりあり方検討委員会の中で、そういった部活、どうやって今後部活を支えていくのかということも含めて、できれば一緒にその中で検討もしてもらいたい。当然これは浮羽町域の問題じゃなくて吉井のほうにも吉井中学校がありますし、やっぱりそういった問題が出てきますので、そういったところを総合的に含めたところで、別個の組織でもいいですけど、早くにこの検討委員会は充実させていただきたいなど。昨年、できて1年間になっているという話を聞いております。できれば、そういったところでのこういった傾向で進んでいるか、中間報告なりを時々していただくと、こちらは私たちのほうで厚生文教常任委員会なりで聞かなければいけないことかもしれませんけど、そういったのができていること自体も私知りませんでしたし、そういった中でこういった協議がなされているのかというのが全く分かりませんでしたので、今後またそういったものを分かれば報告できるような内容があれば、ぜひとも報告をお願いしたいというふうに思います。非常に難しい問題でありますけど、やっぱり子供たちのために何とかしていきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、2点目のほうに入りたいと思います。

2点目の関係につきましては、先ほど市長の答弁の中にもちらっと出てきましたけど、ラグビータウンプロジェクトの推進についてであります。

令和7年度の機構改革により、ラグビータウンプロジェクト推進係がブランド推進課より生涯学習課へと配置転換ということになりました。これまではラグビーを通してまちづくりを進めるという観点からうきはブランド推進課に設置していたものというふうに思っておりますけど、今回はスポーツ振興、つまりはスポーツによる地方創生や教育力向上を掲げて、その観点から生涯学習課に配置転換したものと、先ほど市長の答弁にもありましたけど、そういうふうになされております。

うきは市として、このラグビーチーム、ルリーロ福岡をどのように位置づけて、スポーツによる地方創生とは具体的にどういうことを今イメージしているのかということ、どのようにこのまちづくりに活用していくのか。正直言って、私にはそういったラグビータウンプロジェクトの終着駅というのがまだ見えてきておりません。ぜひ、その点について市長の考えをまたお聞かせ願いたいと思います。

2点目です。うきは市としても、このラグビーチーム、ルリーロ福岡を支援する形として旧浮羽東校跡地を無償で20年間貸与することにしました。昨年3月に提案され、このルリーロ福岡の目指すうきはガーデンパーク構想にも私も賛同し、無償貸与することに賛成した一人であります。しかしながら、その後1年が経過しましても、いつから工事を着工し、いつから使用できるようになるのかさえ、全く先が見えない状況になっております。市当局におかれましては、このスケジュール等について、具体的にどこまで分かっているのかということでもあります。私たちに最初表示された計画では、3年間のうちには人工芝に張り替えて使われると、3年というか2年でした、そのときは。でも1年間ちょっといろいろ使用の問題があったかと思っておりますから、令和7年度においては、人工芝が完成するというふうな計画での最初の説明があったかと思っております。しかしながら、今の状況からいったら到底それは無理じゃないかなというふうに思っておりますので、その辺市当局としては、どのようにスケジュール等について分かっているのか。分かりましたらお願いしたいと思います。

それと、このような状況下において、ラグビータウンというのが果たして推進できるのかなというふうに不安に思っております。ラグビータウンプロジェクトを推進していくことのメリットとございますか、先日いただきましたラグビータウンプロジェクト推進のビジョンの冒頭に書かれているのは、「ラグビー愛で地域を回し続ける日本で唯一無二のラグビータウンに」というふうに書かれております。果たして、先ほどから言いますように、現状がそういう状況にうきは市はあるのでしょうかということですね。市民の中で、このラグビーに関わっている人はどのくらいいるものと、市当局として把握しているのか、そのことを踏まえた上で所見をお願いしたいと思います。

ます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ラグビータウンプロジェクト推進について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目のルリーロ福岡の位置づけと今後のまちづくりへの活用についての御質問でございます。

うきは市では、令和4年6月にうきは市、うきは市商工会、福岡県立浮羽究真館高等学校及びルリーロ福岡での4者連携協定を締結し、令和5年度より庁舎内にラグビータウンプロジェクト推進係を設置しているところでございます。この間、ルリーロ福岡のリーグワン参入に向けて支援を強化し、地域おこし協力隊や地域活性化起業人を活用した人材支援や企業版ふるさと納税、またふるさと納税を活用したクラウドファンディング、こういったものによる財政支援のほか、筑後エリアの近隣自治体との協定締結の仲介などを行い、地域企業の人手不足への対策や、ラグビーチームを通じた地方創生に取り組んでまいったところでございます。

これまでの3年間に及ぶ取組は、ルリーロ福岡のリーグワン参入や各種メディアにおけるルリーロ福岡の報道によって、うきは市の知名度向上につながり一定の成果を上げられたものと考えております。今後より一層、市民に近い存在として市民の皆様に分かりやすい形で、ルリーロ福岡が活動できる基盤をつくっていくためにも、子供たちにも関わりの深いスポーツや教育の分野を入り口として、ルリーロ福岡の活動を市内に向けての発信ができる機会、こういったものを増やしながらか、スポーツによる地方創生の取組を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の浮羽東校跡地の無償貸与の進捗と市がラグビータウンを推進するメリットや所見についての御質問でございます。

浮羽東高等学校の跡地につきましては、ルリーロ福岡による人工芝敷設工事が現在施工中と伺っております。当初は1月中に完成する見込みであったというふうに伺っておりますが、諸般の事情により年度末までに完成をするということ伺っているところでございます。

また議員の御質問の中にありました市としてうきはガーデンパーク構想、これについてはどこまで把握をしているのかというところについての御質問ですが、私が把握しているのは、恐らく議員と同じ内容のところまでだというふうに思っています。私が議員の頃にいただきました2枚か3枚の計画書みたいなイメージ図みたいなものがあったと思いますが、その知見から、私は何も変わってない状況にあります。

また市がラグビータウンプロジェクトを進めるメリットとして、本市の対外的な知名度の向上やスポーツを通じた地方創生の取組の推進、幾度となくこのスポーツを通じた地方創生の取組の推進という言葉が出てくるんですが、これは今、文科省のスポーツ庁とかがよく使っている言葉

でございます、スポーツを通じて、スポーツをする人間だけではなくその支える人間であったり周りのまち、そういった全体でスポーツを支えることによる地域活性化、これを総じてこのような言葉で表現しているようでございます。さらには、近隣の自治体を含めた地域のにぎわい創出や連携強化等が効果として挙げられるものだというふうに考えております。特に、人口3万人を切りました本市のような小さな自治体がラグビーチームを受け入れて、地域密着で選手が市内外の企業や事業所で働くというケースは全国でも類を見ない取組でございます。本市の特色ある地域資源の一つと言えるというふうに考えておりますし、その資源としての活用としては、先ほど野鶴議員からも質問がありました部活動の地域移行、そういったものにも十二分に活用していける人材資源だというふうに考えております。

ラグビーに関わる人数につきましては、把握をしているわけではございませんが、今、リーグワンに参入をしておりますルリー口福岡のホームゲーム、久留米で開催をされておりますが、その試合には、毎試合1,000人前後の方が観戦に詰めかけられているというふうに伺っております。市内にも一定数のファンがいるものと考えておりますし、ヤングラガーズ等を含め、実際にラグビーをやられている子供や中高生も一定数いらっしゃるというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） ただいま回答をいただきました。

まず、先ほどから市長のほうも言いましたように、令和7年度からの方針としてスポーツによる地方創生というのが1番にまず書かれております。確かにスポーツを通じて、スポーツをするだけでなく、それに関わる人たち、そういった人たちによってまちづくりを図っていくという、そういった目的ではないかなというふうには思いますけど、先ほど言いましたように、ラグビー、実際久留米のほうのグラウンドで試合が行われております。千数百人の方がそれを見に来ているということですが、多分そのうちの半分以下、うきは市内の人は半分以下ではないかなと。その吉井体育センターグラウンドであったときも、そこにいろいろ応援に来ていただいた人たちというのは、やっぱりうきは市内よりも市外の方が半分以上はおったというふうに私も話しよったら全然市内の人ではありませんでしたし、やっぱりそういった状況ではないかなと。つまりは先ほど言いましたように、サニックスとかコカ・コーラ、そういったところに所属していた、そのときのつながりによってそういった人たちが今来ていると。確かにうきは市の知名度を上げる、やっぱり広告的な話からいけば、それは非常に今まで効果があったのかなというふうには思いますけど、これから先、じゃあ、どういうふうに支援していくのか。そしてうきはがルリー口福岡という看板を背負ってどういうふうにまちづくりをしていくのかということ考えたときに、見えてこないんですよ、どんなふうにするんだろうと。今まではそういったところを支援するというので、非常にやっぱりテレビとかいろんなところにも取り上げられたし、そういった広告と

いう要素からいけば、うきは市の知名度を上げるということではできましたけど、今後そのままずっと今と同じようなことをやっても、それ以上の知名度はもう上がっていかない。それにリーグワン参入においては、これは市の目標じゃなくて、ルリーロ福岡、ラグビーチームの目標であって、リーグワンに上がったから何らかの達成したということには市としては全く関係ない話かなというふうに私個人的には思っております。

そういった意味において、やっぱり先ほど市長のほうの答弁の中にありましたように、例えば地域移行、中学校の部活動の地域移行、そういったことを進めていく中において、このルリーロ福岡に所属している選手たちとか、ルリーロ福岡を運営している、やっぱりそういった代表者、そういった方たちのノウハウを入れて、そして地域、そういった地域移行とかを推進していくというふうな具体的な何か取組の目標がないと、何らうきはにとって今メリットはないんじゃないかなというふうに私は思います。今、このラグビータウンプロジェクト推進系のほうには、職員と多分地域おこし協力隊と2名ぐらい人員が携わっているかと思えます。じゃあ、本当はうきはにとっては、そういった2名もの人材をほかの例えば中山間地域、農業の問題であるとか、有害鳥獣の問題であるとか、浮羽町域の過疎化の問題であるとか、そういったいろんなところに、その分を力を注げるわけでありまして。だから今ここで何かもう少しルリーロ福岡、ラグビータウンプロジェクト、これをどういうふうに具体的に進めていって、うきはにとってメリットのあるまちづくりをするのかということが何となくこのビジョンを見ただけでは、全く私は見えてきませんでした。だから何か言葉だけうまく書いてるけど、教育力向上であるとか、じゃあ、ラグビーをやって教育力が向上するのかなというようにもよく理解できませんし、もう少し何かそこら辺で具体的なものを市としてきちんと持つべきではないかなというふうに思います。再度ちょっと市長の見解をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 様々御意見、御提言をいただきました。野鶴議員がこだわられてる具体的なものというところがどういったものなのかというのも少し私の中でも見えてこない部分があるんですが、例えば最たる具体的なものは、先ほど野鶴議員からもお話があったルリーロ福岡の選手を活用した部活動の地域移行だとか、外部指導、そういったものが現在野鶴議員が一つ目の質問で大きく取り上げていただいたように、なかなか解決し得ない難しい問題ですので、そういったところにそういったルリーロ福岡の知見や人材、そういったものが生かされるのであれば、これは具体的な一つの大きな成果であるというふうに考えております。

あと野鶴議員から様々御意見をいただく中で、恐らく野鶴議員がおっしゃりたいことと、私の思う中で共通することだと思っておりますが、総じて市民の皆さんへの理解が広まってないんじゃないかなというふうな認識を持っているところであります。これは議員時代に、ラグビータウンプロ

ジェクト等についても種々質問させていただく中で、高木前市長にも様々問うたところでありますし、今、立場が変わって市長になっても、その部分というところは一つの課題だというような認識でおります。そうした中で、3年が経過する中で、今野鶴議員がまさにおっしゃられたように、これまでの取組、今までどおりのやっていたことじゃ駄目なんだということが、いかがでしょうか、一つ明確になってきたんじゃないかというふうな認識でおります。そういった意味も含めて大きく考え方を变える、空気転換を行うという意味でも配置換えについて考えたところでもあります。先ほど答弁の中でも申し上げましたように、今後より一層市民の皆さんに近い存在として、市民の皆様に分かりやすい形でルリー口福岡が活動してるのを分かって見ていただける、触れていただける一つの機会として、当然一番いいのは、もう多分議員も御承知だと思いますが、このまちにグラウンドなり、試合ができる場所があって、それをみんなでこのまちで応援をする、盛り上がる、これが一番いいんですが、今議員からも御指摘をいただいたように、ルリー口福岡さんが事業者として取り組まれているこのプロジェクトですかね、それが遅滞をしているということですので、これはまたルリー口さんにもしっかり取り組んでいただいて考えていただかなければならないことなんですけど、一つ観点としてそうした市民に、じゃあ、グラウンドはまだうまく整備はできてないんだけど、少しでも多くの市民の皆さんに、そういったルリー口の活動であるとか、選手であるとか、そういったものに触れていただけるという意味合いでは、これまでのやり方がまずいのであれば、是正するという意味を含めて、先ほど申し上げたように子供たちが特に関わられるようなスポーツであるとか教育、教育というのは学校教育等になるかと思いますが、そういった分野の中に、今日、くしくも高木議員からそうした地域の様々な能力や知見を持った方を12年間の教育の中でどうにか生かしていけないかという御意見をいただいたところですので、こうしたルリー口の選手や組織の人たちもそういったところに一つになって、まずは市民の中でそうした感覚が広がっていく、そういった取組を今後、生涯学習課のほうに移管した際には、担当とともに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 今、市長の言われたことは分かります。ぜひともその取組は進めたいというふうに思います。今の発足して3年間、この3年間で一定程度の成果を上げたというふうにこのビジョンの中にも書かれておりますけど、ただ、今後令和7年からまた3年間を一つの区切りとした場合に、やっぱり今と同じようなやり方では、本当先ほどから言いますように、何ら市民の中には全く定着しないと。これ1点目の質問にどうしても関係してくるんですけど、部活動の地域移行のそういった指導員、先ほど市長のほうにもありました。直接的な技術的な指導じゃなくても体力的な部分であるとか、やっぱりそういった専門分野、プロの集団でありますので、そういったノウハウをいかに活用していくか、そういった活用の仕方という

のを新たに考えていただきたいというふうに思っております。

それと支援の仕方でありまして、こちらが思うよりもルリーロ福岡のほうとしては、やっぱり自分たちプロの集団として、一つの会社組織でもありますので、成り立っていかなければならない。そういった中において、皆さんも新聞等で見たかと思いますが、カフェ、要するにそういったルリーロ福岡のファンが集うカフェというのは、久留米市のほうにやっぱりできております。つまりそういったものが集う場所がうきは市には全くないわけです。彼らもやっぱり活動の拠点、それは一応うきは市に、チームはうきは市のチームと言いながら、活動拠点を久留米で活動しているわけです。もちろん人口の問題もあるし、試合公式会場が久留米のグラウンドを借りているという関係もあるかもしれませんが、結局はやっぱり彼らもそういった自分たちが動きやすいところ、活動しやすい場所で活動している。そこら辺は、やっぱり市のほうももっと冷静に彼らというのを判断していかないと、今までと同じ、ただずれずれずつと支援するだけでは、やっぱりこのラグビータウンプロジェクトというのは失敗するんじゃないかなというふうに私は思っております。その辺のところも最後にまた市長の回答いただきたいわけですけど。

それと今言いますように、いかに市民の中に定着をさせるかということを考えてときに、一応ヤングラガーズというチームが一つだけあります。そのヤングラガーズの中に、うきは市の子供たちが何人参加しているのかということが1点、それに以前から私言っておりますけど、中学校にラグビーの部活動があるわけじゃありません。だから中学校にもそういったラグビーをやる経験者が一人もいない。そして浮羽究真館高校で今ラグビーが盛り上がっているからということで一生懸命やっておりますけど、究真館、70名ぐらい部員がいるとかいうふうに、3年生まで入れたらいるような話も聞いて、今年1・2年生だから40名ぐらいになったとは思いますが、そのうち多分うきは市の子供たちというのは三、四人しかいないというふうに、たしかこの前、そういった話を高校生との意見交換会のときに、マネジャーをしてる子が言ってました。そういったことを考えたときに、いきなり高校に行って、そして三、四人、あとのほかの子供たちは、外から連れてきた子供たち、そういった子供たちというのはやっぱり高校卒業と一緒にもうすぐ出ていくわけですよ。だからうきは市に人を集めるということで成功したようにも言いますが、長い目で見たときに果たしてそういったことが成功しているのか、今のままではやっぱりどうしても定着もしないし、そういった外から入ってきた子供たちというのはすぐ出ていくというふうな状況になるんじゃないかなと思います。

そういった意味で、このラグビータウンプロジェクトについては、もう一回根本的にどういふふうなところを具体的にやっていくのかということを考え直さなければならないんじゃないかなと思います。もう時間もあと5分になりましたので、最後に市長の答弁を聞いて終わりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 様々御意見をいただきまして、もっともであるということも幾つかございましたので、そういった点については、今後の考え方に生かしていきたいというふうに思っております。

議員がおっしゃられた中で幾つか心にとまる言葉がありましたが、一つはおっしゃっていただいたように、やはり例えばですけど、ヤングラガーズにしてもうきはの中で今、究真館に上がってラグビーをする人が3人ぐらいしかいないというようなお話をいただきましたが、逆に申し上げれば、至極当然なことだと思っています。3年間でルリーロ福岡というチームが来て、嵐のようにトップ九州リーグで2連覇して、3年目にはリーグワンに入って今シーズン中で頑張っているんですけど、3年です。これが短いと私は決して申し上げません。ただやはり、いかがでしょうか。福岡ソフトバンクホークスが南海ホークスから変わって平和台にやってきて1年目で平和台球場に来たからといって若干は盛り上がりはしましたが、今のように県内60市町村どこに住んでいても福岡だったら九州だったらソフトバンクホークスだとおっしゃっていただけるようになるのにどれぐらいの時間がかかったかというようなことを考えると、今ルリーロ福岡が3年でそういうリーグワンのチームに上がってきた部分はあるんですが、そのスピード感と同じスピードで、このまちでラグビーが根づくようなことがやってこれたか、そしてルリーロ福岡というリソースをしっかりと生かすことができたかといえば、そうではないと思っています。だからといってただ時間かけるつもりは毛頭ありませんが、少なくとも今回御指摘いただいたようなことも含めて、一つ視点を変えてみようじゃないかということで、担当係の配置も変えて、少しこのラグビータウンプロジェクトなり、ルリーロ福岡なりに対する考え方、そして市としての取組の在り方について方向転換のかじを切ったような形になっているというふうに思っていますので、ここについてのまた取組をしっかりと検討するとともに、その取組の効果検証を行いながら、このルリーロ福岡がこのうきは市で十二分にその存在価値が発揮できる。そしてそれが市民の皆さんや地域の皆さんに広く共有できるような在り方については、今日の御意見も十二分に参考にさせていただきながら、模索をしていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 時間ありませんので、最後にお願ひだけしたいと思います。といいますのが、昨年3月のこの浮羽東校跡地無償貸与を協議する中において、私、このやっぱり計画書、スケジュール感が非常に狂ってきてるからもっときちんとした計画書を出すべきじゃないかということで、たしかそのとき市長のほうからももう一回このうきはガーデンパークの計画書を出させますという回答をたしかいただいたというふうに私は思っております。それは一般質問ではありません、審議の中で。そういった話だと思います。当然市としてもこのうきはガー

デンパーク構想がルリーロ福岡がどのようなスケジュール感を持って進めているのか。この前の報告の中では、人工芝、芝張りについても12分の1を多分先ほど市長の回答で言っていました1月完成予定が5月までかかりましたというのは、全面芝張り替えじゃなくて、その12分の1の部分じゃないかなというふうな気がしております。これを1年に1つつやっていたら12年間かかる。その間使われんじゃないかというような話もしたかと思しますので、もう一度うきはガーデンパーク構想についてのスケジュール、こういったのを具体的にルリーロと打合せをしてもらって、議会のほうに提示をしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） もう時間がないので、今の御意見は承りました。私自身としても、あくまで先ほど言われたようにガーデンパーク構想については、ルリーロさんの計画でありますので、ルリーロさんに情報をいただきながら、私どもも内容については把握をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） これで、7番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日3月4日は、午前9時から一般質問を行いますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

本日はこれで散会といたします。御苦労さまでした。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時01分散会
